

令和元年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第28号）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年3月9日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年3月9日 午後4時19分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	1番 岩本恭典 2番 市岡貴純					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	生活福祉課長補佐	蓑田輝幸	○
	副町長	加藤弘	○	高齢福祉課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	高齢福祉課長補佐	山本祐二	○
	企画財政課長	片山守	○	高齢福祉課長補佐	上田日和	○
	税務課長	那須正吾	○	健康推進課長	松本良一	○
	町民課長	宮原恵美子	○	健康推進課長補佐	和泉厚子	○
	町民課長補佐	木下貞女	○	企画財政課長補佐	深水昌彦	○
	生活福祉課長	上村哲夫	○	学校給食センター長	中竹健次	○
	生活福祉課長補佐	山内悟	○	高齢福祉課主幹	吉田酉子	○
	教育課長	木下尚宏	○	総務課主幹	小田淳	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第28号）

- 追加日程第 1 議案第74号 令和2年度あさぎり町一般会計予算の撤回について  
追加日程第 2 議案第82号 令和2年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第75号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第76号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第77号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第80号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第81号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 追加日程第 1 議案第74号 令和2年度あさぎり町一般会計予算の撤回について  
追加日程第 2 議案第82号 令和2年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第75号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第76号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第77号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第80号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第81号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 午前10時 開 議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日町長から提出された議案第74号令和2年度あさぎり町一般会計予算についてを議題撤回したいとの申し出があります。議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 議なしと認めます。議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計予算の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1、議案第74号

追加日程第1、議案第74号令和2年度あさぎり町一般会計補正予算の撤回についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) おはようございます。議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計予算の撤回について説明いたします。令和2年3月3日に提案した下記の事件について撤回したいのであさぎり町議会会議規則第16条第2項の規定により請求します。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。ただいま議題となっています議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計予算の撤回についてを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計予算の撤回についてを許可することに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。町長から議案第82号、令和2年度あさぎり町一般会計予算についての提出の申し出があります。議案第82号、令和2年度あさぎり町一般会計予算についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。議案第82号、令和2年度あさぎり町一般会計予算についてを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第2 案第82号

◎議長(徳永 正道君) 追加日程第2、議案第82号の提出についてを議題といたします。提案者の説明の後、税務課分と厚生常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。提案者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第82号、令和2年度あさぎり町一般会計予算。令和2年度あさぎり町の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ108億7,656万6,000円と定める。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。

●企画財政課長(片山 守君) おはようございます。第1条第2項から続けて読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。令和2年3月9日提出、次に119ページをお願いいたします。最終行で、歳出合計108億7,656万6,000円となりまして、骨格予算であった前年度、96億5,374万2,000円と比較すると、12億2,282万4,000円の大幅な増となるものでございます。令和2年度の一般会計当初予算の提案理由の説明につきましては、予算書の変更がありましたので、5日の総務文教常任委員会分の説明文につきましてですけれども変更がっております。16ページをお願いいたします。4枠目の目

1 地方交付税の普通交付税につきまして端数調整のため1,000円が減額となりまして41億1,969万5,000円となるものでございます。総務文教常任委員会所管分につきましては、この部分のみが変更となり、あとは5日の説明のとおりの変更で変更はございません。次に26ページをお願いいたします。失礼しました。6日の建設経済常任委員会所管分につきましては、商工観光課が説明いたしました。最下段の目4、産業活性化基金繰入金につきまして3,424万4,000円を計上しておりましたが、シルバー人材センター分の補助金について今回計上しないこととなりましたので、2,967万3,000円に減額変更しております。建設経済常任委員会所管分につきましてはこの部分のみが変更となり、あとは6日の説明のとおり変更はございませんのでよろしくをお願いいたします。私からは以上です。

◎議長(徳永 正道君) 税務課長。

●税務課長(那須 正吾君) おはようございます。税務課所管分について御説明申し上げます。13ページをお願いします。歳入からの御説明を申し上げます。1番上の枠、市町村民税、目1個人、節1現年度分は、国が示した地方財政収支伸び率1.8%をもとに、調定見込み額を算出しその額の96%を計上しております。その下の滞納繰越分は、令和2年度への繰越見込み額の15%を計上しております。目2法人節1現年度分は、前年までの実績を参考にして計上しております。節2滞納繰越分は令和2年度繰越見込み額の8%を計上しております。2枠目の目1固定資産税、節1現年度分は調定見込み額の97%を計上しております。対前年比増額の要因は、大型償却資産の増によるものです。節2滞納繰越分は、令和2年度への繰越見込み額の7%を計上しております。目2国有財産等所在市町村交付金は、熊本県九州森林管理局九州財務局に係る固定資産税相当額の交付金です。1番下の枠、目1種別割につきましては、軽自動車税が種別割に変更されたものです。節1現年度分は調定見込み額の99.2%を計上したものです。対前年比増額の要因は、保有台数が増加傾向にあるためです。節2滞納繰越分は、令和2年度繰越見込み額の10%を計上しております。目2環境性能割は、令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されました。当分の間は県が徴収し、県から町へ払い込まれることとなります。県の徴収見込み額をもとに計上しております。次ページをお願いいたします。最上段枠の目1市町村たばこ税は、売り渡し本数の減少を見込んだところで計上しております。目2手持ち品課税はたばこ税税率引き上げ時に、販売業者等が所持しているたばこに税率引き上げ相当分を課税するもので、これまでは旧3級品たばこの税率引き上げのみでしたが、令和2年10月1日の税率引き上げでは、製造たばこの税率引き上げも予定されておりますので、増収を見込んだ予算を計上しております。次に18ページをお願いいたします。1番下の枠の目1総務手数料、節1徴税手数料は督促手数料及び税関係証明手数料でございます。次に25ページをお願いいたします。最上段の節2徴税費委託金は、個人県民税の徴収事務に対する委託金で納税通知書一通に対し3,000円が委託金として交付されるものです。次に27ページをお願いいたします。中ほどの目1延滞金、町税に対する延滞金でございます。以上で歳入の説明を終わります。次に45ページをお願いいたします。歳出の説明になりますが、歳出予算につきましては、金額の大きなものや特に説明が必要なものなど、主立ったもののみの説明とさせていただきます。最下段枠、目1税務総務費、節3職員手当等、次ページをお願いいたします。説明欄の上から4行目時間外勤務手当は、主に申告の準備及び申告書の整理事務、納税相談や徴収、各種税の賦課処理などの時間外勤務手当を計上しております。節10需用費の消耗品費は、法規の追録代及び書籍の購入代等になります。節12委託料の固定資産土地評価業務委託料は3年に1度の評価替えに備え土地の評価調整を委託するものです。その下の地籍図修正委託料は、地籍調査後の地籍図に錯誤が発覚した場合の地籍図修正委託料です。その下の固定資産家屋評価業務委託料は、単価契約で66棟分を計上しております。節13使用料及び賃借料、総合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスウェアの使用料です。節18負担金補助及び交付金は、各種団体への負担金及び助成金でございます。次ページをお願いいたします。目2賦課徴収費、節10需用費の印刷製本費は、各種税の納付書及び封筒などの印刷代でございま

す。節1 1 役務費、預金照会事務手数料は金融機関へ支払う調査手数料及びコピー代でございます。軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会から移動情報の提供を受けるための手数料で1件当たり60円、2,400件分を計上しております。節1 2 委託料、電算システム改修委託料は土地家屋のデータを法務局に電子媒体で通知する事を可能にするためのシステム改修になります。節1 3 使用料及び賃借料、地方税電子申告支援サービス利用料は、法人住民税申告、給与支払い報告書、償却資産申告などの電子申告サービスの利用料でございます。節1 8 負担金補助及び交付金、地方税電子化協議会負担金は、地方税の電子申告納税などの利便性向上を目的に、地方公共団体が共同で運営する法人への負担金です。軽自動車税通報事務負担金は、軽自動車協会事務に対する負担金です。節2 2 償還金利子及び割引料、町税還付金は町税の過年度分還付金となります。以上で税務課所管分についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。続きまして町民課所管の予算について御説明申し上げます。17ページの歳入からです。2 枠目の目3 衛生費負担金、説明欄の墓地公園管理負担金につきましては、墓地公園の年間管理料6,290円の26件分です。次のページをお願いいたします。目3 衛生使用料、説明欄の上になります墓地公園永代使用料につきましては、新規契約1区画分を計上いたしております。2 枠目の目1 総務手数料になりますが、次のページをお願いいたします。節2 戸籍関係手数料、節3 住民登録関係手数料、節4 印鑑証明手数料、節5 諸証明手数料、節6 個人番号関係手数料につきましては、いずれも2カ年の実績に基づき計上いたしております。目3 衛生手数料の説明欄の上からになります。犬登録手数料につきましては、3,000円の50頭分を計上いたしております。次の狂犬病予防注射手数料につきましては、500円の870頭分です。いずれにおきましても前年度実績をもとに計上いたしております。2月末までの予防注射接種率が95.4%となっているところでございます。その下になります。一般廃棄物処理業等清掃許可手数料につきましては、一般廃棄物処理業許可手数料2,000円の5業者分、車両手数料500円の19台分、浄化槽清掃業許可手数料5,000円の1業者分になります。それぞれ条例で定めております手数料を受け入れるものでございます。次のページになります。2 枠目の目1 総務費国庫補助金、節1 戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカードの製造発行等に係ります事業を、地方公共団体情報システム機構に委託をしております。町がシステム機構へ交付する負担金に対しまして補助されるものでございます。総務省から通知されました交付金見込み額を計上いたしております。2月末までのマイナンバーカード交付件数におきましては、1,780件で、人口比率11.67%となっております。節2 社会保障税番号システム整備費補助金、説明欄の上になります法務省社会保障税番号システム整備費補助金につきましては、戸籍法の一部を改正する法律にかかります戸籍情報システム改修経費の全額について交付されるものでございます。次のページになります。下の枠になります。目1 総務費国庫委託金、節2 戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届け出等事務委託金につきましては、外国籍の方の転入や転居などの事務処理に関する委託金でございます。事務処理件数は昨年1年間で94件取り扱っております。2月末での外国人人口は227人、昨年同時期より26人の増加となっております。目2 民生費国庫委託金、節2 国民年金事務委託金につきましては、国民年金に係ります人件費、物件費、協力連携事務に対する交付金でございます。被保険者数が12月末で1,999人でありまして、前年同月と比較しまして57人の減少となっておりますが、2カ年の実績及び平均額により計上をいたしております。25ページをお願いいたします。1 枠目の節3 住民基本台帳費委託金でございます。人口動態調査事務委託金につきましては、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の五つの届け出に係ります調査事務費となります。以上で歳入を終わります。次に歳出になります。43ページをお願いいたします。3段目になります。目1 6 旅券費です。パスポートの取り扱いに関します事務にかかる費用で、主なものは節1 7 備品購入費で、IC旅券用窓口交付端末機の購入費用でございます。パスポート交付件数が2月末で130件となっております。

47ページをお願いいたします。下の枠になります。目1戸籍住民基本台帳費です。次のページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳事務にかかります職員の人件費、戸籍住基システムの委託料及びリース料が主な経費となります。節3職員手当等の時間外勤務手当は、戸籍住民基本台帳の届け出及びマイナンバーカード交付関連事務の休日や業務時間外の対応分になります。なお、今年も3月22日、29日、4月5日の日曜日3日間、休日の臨時開庁を行います。これにつきましては振替休日と対応させていただいております。節10需用費の消耗品費につきましては、戸籍住基に関します書籍や追録、個人番号カード等の裏書用プリンターのインクカートリッジ印鑑登録証とケース代を計上いたしております。食糧費は、人権擁護委員6名との情報交換開示や、年4回開催の人権相談除開設時の昼食代となります。印刷製本費は、死体埋火葬許可申請書を支所分含めまして15冊分を計上いたしております。節12委託料につきましては、戸籍システム住基ネットシステム及び個人番号カード等の裏書用プリンターの保守に係ます経費で前年度とほぼ同額を計上いたしております。説明の下から二つ目の戸籍情報システム改修委託料は、戸籍法の一部改正に伴いますシステム改修経費で歳入の総務費国庫補助金で御説明申し上げました法務省からの補助金により全額交付されるものでございます。節13使用料及び賃借料につきましても、戸籍システム、住基ネットシステム機器のリース料で、全額と失礼いたしました。前年度とほぼ同額を計上いたしております。節18負担金補助及び交付金になります。次のページをお願いいたします。1枠目の説明欄になります。個人番号カード関連事務負担金は、歳入の総務費国庫補助金で受け入れました額を全額そのまま委託先の地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございます。58ページをお願いいたします。下の段になります。目5国民年金事務費でございます。次のページまでとなりますが、国民年金に関するさまざまな手続について、申請の受け付けや相談業務を行い、年金事務所や年金機構へつなぐ事務を行っており、職員の人件費が主な支出でございます。前年度比較の増額分につきましても人件費の増によるものです。なお、年金事務にかかります経費の一部につきましては、歳入で御説明申し上げました民生費国庫委託金として交付されております。次に67ページをお願いいたします。中ほどになります。目2予防費でございます。狂犬病予防動物措置及び処理に係ます経費が主なものでございます。節3職員手当等の時間外勤務手当は、迷い犬の捜索保護、休日中のえさやりや檻の清掃、動物の死骸処理などを計上いたしております。2月末までに保護しました犬は33頭で、そのうち20頭を保健所へ引き渡している状況でございます。節10需用費の修繕料につきましては、犬の捕獲用檻が経年劣化によりましてわな機能が落ちていきますので、4台分の修理を行うものです。節11役務費の動物措置費につきましては、迷い犬が保護中に死亡した際の火葬処理等に係ます経費でございます。節12委託料の動物措置処理業務委託料は、町道農道や公共施設等で死亡しました動物の死骸処理を委託するものでございまして、2カ年の実績により計上いたしております。節17備品購入費は、動物用捕獲棒を2本購入いたしましたものでございます。次に目3環境保全費です。主に職員の人件費と環境美化監視員や廃棄物減量等推進員への謝金、ごみ全般、資源有価物回収事業、墓地公園管理等に係ます経費が主なものでございます。節3職員手当等になりますが、次のページをお願いいたします。説明の3行目になります。時間外勤務手当は、年間約10回ほど出向いております環境出前講座や、公害苦情対応、8月の第1日曜日に行いますきれいな川と海づくりデー時に出ましたごみの分別運搬作業等を計上いたしております。節7報償費の委員謝金は、環境美化監視員10名と廃棄物減量等推進員52名分でございます。環境美化監視員につきましては、2名1組体制で週1回町内全域をパトロールし、不法投棄物の回収などの活動に対するものでございます。また、廃棄物減量等推進員は、各行政区から選出いただいた委員でございまして、ごみ収集場の違反ごみの確認や、リサイクルの日におけます分別指導等に対するものでございます。節10需用費の3行目印刷製本費は、各家庭に配布予定の家庭用ごみ分別ポスターと、ごみ収集場看板費用を計上いたしております。節12委託料の説明の上からごみ収集業務委託料は、令和2年度におきましては、可燃物収集日194日、不燃物収集日24日、ハッピーマンデーの休日収集日5日で、286カ所のごみ収集を委託しております。

す。次の墓地公園管理委託料は、年5回墓地公園の除草を行います。また、年1回樹木の剪定や高所作業車によります釈迦像のクリーニングの委託料でございます。不法投棄物処理委託料は、環境美化監視員や、通報によりまして職員が回収いたしました不法投棄物の処理に係るものでございます。今年度の主な回収物はペットボトルや空き缶、弁当がらのほか、洗濯機、自転車、テレビ、マットレスなどを回収いたしております。生ごみ収集運搬委託料、その下の生ごみ処理委託料につきましては、本年度の実績によりまして家庭からの生ごみ150トン。事業所からの生ごみ123.6トンを見込んで計上いたしております。家庭系有害ごみ収集運搬委託料につきましては、地区のリサイクルステーションに出されております蛍光灯や水銀使用の乾電池等の有害物の処理に係る経費でございます。不燃物選別処分運搬業務委託料におきましては、家庭からの出る不燃ごみを町内の資源有価物回収業者におきまして、不燃ごみから資源有価物を選別し、再利用促進する事業でございますが、12月末までで95点の不燃ごみを収集し、その中から選別されました資源有価物が約49トンで、削減率は51%という状況でございます。選別にかかる費用とクリーンプラザへの運搬費となっております。その下になります。PCB収集運搬委託料及びPCB処理委託料につきましては、有害物質でありますPCBポリ塩化ビフェニルにつきましては、昭和30年代から40年代にかけて、変圧器やコンデンサー等を中心に広く使用されておりましたが、カネミ油症事件を契機としまして昭和49年に製造禁止となり、その後本町でも長年保管されてきている状況でございます。国のPCB廃棄物処理計画におきまして、熊本圏域のPCBを含有する高濃度安定器につきましては、令和3年3月31日までに、また低濃度PCB含有機器につきましては、令和9年3月31日までに処理を完了する方針が示されております。町保管の高濃度安定器につきましては、既に処理が済んでおりますので今回は低濃度安定期等20台に係ます収集運搬及び処理費用を計上いたしておるものでございます。節18負担金補助及び交付金の説明欄上から四つ目になります。資源有価物回収事業交付金につきましては各行政区はキロ5円、協力団体につきましては直接リサイクルセンターへ持ち込んでいただき、キロ7円で交付するものでございます。紙類や新聞紙、雑誌等が減ってきておまして、2カ年の実績に基づいて計上いたしております。72ページをお願いいたします。2枠目になります目1塵芥処理費、節18負担金補助及び交付金につきましては、人吉球磨広域行政組合負担金のごみ処理費及びし尿処理費になります。ごみ処理費につきましては、管内10市町村の昨年1月から12月までのごみ搬入量の増加や、クリーンプラザのごみ焼却施設の機器更新等により、昨年度より15万4,000円の増となっております。し尿処理費につきましては、管内10市町村における下水道接続比率が進んでおり、処理実績は減少いたしておりますが、汚泥再生処理センターの年次点検整備業務の増によりまして、442万7,000円の増加となっております。以上で町民課所管の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管の当初予算について説明申し上げます。10ページをお願いいたします。第3表地方債です。ハード事業関係について説明をいたします。上から5段目の番号7児童福祉施設整備事業につきましては、2年度において園舎の大規模改修工事を実施いたします。上薬師保育園分の過疎債での起債となっております。次の番号8社会福祉施設整備事業につきましては、同じく施設内外の改修工事を行うふれあい福祉センターの合併特例債分となっております。次は歳入の17ページをお願いいたします。歳入17ページです。2番目の枠で目2民生費負担金、節2障害者福祉費負担金は、地域活動支援センターの基本的な事業分の補助対象外について、本町以外の障害者の利用実績に応じて負担金を徴収するものです。錦町、相良村からの負担となります。次の節3児童福祉負担金、保育所負担金、私立保育園の0歳児から2歳までの無償化対象外の利用者の保育料負担金ですが、積算根拠といたしましては、前年度実績額をもとに徴収率を乗じて計算いたしております。その次の保育所負担金過年度分につきましては、私立保育園保育料の過年度分で調定額を4年間の平均収納率を乗じて計上して

おります。節4 養育医療費保護費保護者負担金につきましては、医療を必要とする低出生体重児の医療費に対する保護者負担金として受け入れるものでございまして、過去4年間の実績平均で算出をしております。次は19ページをお願いいたします。上から2番目の目2節1 民生手数料。保育料の督促鉄手数料と過年度分を計上しております。下の枠で目1 民生費国庫負担金、節2 障害者福祉費負担金、障害者医療費負担金につきましては、障害者の方に対する心臓疾患、腎臓疾患、人工関節、置きかえ術等への医療費の給付及び病院と長期の入院による医療的ケアや、常時介護を必要とする障害者の方の食事、入浴等の介護提供するもので、国の負担分といたしまして、過去3年間の平均の国庫負担割合の2分の1の額を計上いたしております。2番目の障害者自立支援給付費等負担金につきましては、障害介護給付費の国庫負担金でありまして、身体的、精神障害者及び難病がある方に対する支援として、施設入所、通所による就労訓練や、生活介護、居宅介護を提供する経費または補装具などの購入や修繕費に対するもので、国庫負担割合は2分の1となっております。節4 児童福祉総務費負担金、施設型給付負担金につきましては、認定こども園及び保育園に対する運営費に係る国の負担金です。町内外のそれぞれの園の公定価格のうち、1号認定、これは3歳以上の学校教育を受ける子供のことでございます。2号認定、これは保育を必要とする子供のうち3歳以上につきましては、国の負担が2分の1、3号認定時、これは保育を必要とする子供のうち3歳未満のことですが、これにつきましては55.2%の負担率となっております。次の障害児給付費負担金につきましては、障害児及び発達障害児の方が利用される通所支援費に対する国の負担で、給付費見込み額の国負担分2分の1の額を計上いたしております。次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、昨年10月からの保育料の無償化に伴う第1号認定児童の預かり保育事業料に対する補助金でございまして、国庫負担率は2分の1となっております。3番目の子育てのための施設の利用給付交付金につきましては、昨年10月からの保育料の無償化により、失礼しました重複しておりました。次20ページをお願いいたします。20ページです。上の枠から節5、児童手当事業費負担金につきましては、中学校以下の生徒児童に対しての養育家庭の生活安定及び健全育成と資質向上を目的とする児童手当に対する国の負担金となっております。それぞれの負担区分により年3回支払いますが、各日ごとに支払う延べ児童数を平均7,310人程度と見込んでおります。節6 養育医療費負担金につきましては、低出生体重児で入院して療育を受ける医療費に対する国庫負担金で国庫負担率は2分の1で計上いたしております。次の枠で目2 民生費国庫補助金、節1 障害者福祉費補助金、地域生活支援事業補助金は、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業となっております。日中一時支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具費を初め、地域活動支援センターへの支援、巡回支援員、整備事業に対する国の2分の1の補助となっております。節2 児童福祉総務費補助金、地域子供子育て支援事業費補助金は、認定こども園での一時預かり事業、社会福祉協議会へ委託するファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、これ放課後児童クラブのことでございます。健康推進課が実施いたします乳児全戸訪問事業などが対象となっております、国の補助率が3分の1となっております。その下の子供子育て支援体制整備総合推進事業費補助金につきましては、保育園での保育の質の向上のため、園関係職員の研修会に対する対象経費の2分の1が補助金として交付されるものです。次の保育所等整備交付金につきましては、薬師保育園の園舎大規模改修工事の対象経費に対する国の補助金55%の額を計上いたしております。次の21ページをお願いいたします。下の枠の中ほど、目2 民生費国庫委託金、節1 障害者福祉費委託金で、特別児童扶養手当事務委託金ですが、これは身体障害者一級二級の障害のある20歳未満の方の保護者に支払われます特別児童扶養手当事業の事務委託分として、受給者分を56名分で計上しております。次のページをお願いいたします。22ページです。上の枠で目2 民生費負担金、節2 障害者福祉費負担金、障害者医療費負担金と次の障害者自立支援給付費等負担金、それから節4の児童福祉総務費負担金、説明の欄の各負担金、一つ飛びまして、次の節5 児童手当事業費負担金までの各県の負担金につきましては、国庫負担金同様の事業内容に対する県の負担割合4分

の1としてそれぞれの額を計上いたしております。節6 救護施設費負担金につきましては、救護施設しらがね寮の事務費負担金として県からの事務費分と4月のみの寝具乾燥消毒費保護費負担金につきましては、負担基準によりそれぞれ算定して計上いたしております。節7 養育医療費負担金ですがこれも国庫負担金同様の事業でありまして、医療費見込み額から保護者の負担分を引いた概算額の県負担割合4分の1の額を計上いたしております。次の枠で目2 民生費補助金、節1 社会福祉総務費補助金、民生委員協議会活動費補助金につきましては、民生委員児童委員の資質の向上と、活動強化に資するための協議会への活動補助金及び推薦会に要する経費の補助となっております。次のページをお願いいたします。23ページです。上から節3 障害者福祉費補助金は、障害者住宅助成事業費県補助金として1件分の見込み額として助成限度額の90万円の県補助金分2分の1の額を計上させていただいております。重度心身障害者医療費助成事業費補助金につきましては、実績見込みでの事業費の2分の1の補助率で計上しております。次の地域生活支援事業補助金につきましては、国庫補助金で説明いたしました障害者の方への日常生活を営むことができるよう支援を行う各事業に対する県の補助金で4分の1となっております。国庫補助金同様に予算の範囲内ということでございますので、国庫補助金同様70%を乗じたところで計上いたしております。次の難聴児補聴器購入費助成事業費補助金、障害の軽度中度の聴覚障害がある難聴児に対して県が2分の1を助成する事業となっております。節4 児童福祉費補助金、他子世帯子育て支援事業費補助金は、県の多子世帯子育て支援事業によりまして、0歳から2歳児の3号認定児で、第3子以降の保育料を無償化するものでございます。補助率が2分の1の事業となっております、対象児童55名分を計上いたしております。次の施設型給付費補助金は、保育園、認定こども園への運営費補助になりますけれども、1号認定時の地方単独で実施している費用分26.6%につきましては、国の補助で、失礼しました、県の補助で2分の1の補助を計上いたしております。地域子育て支援事業補助金につきましては、国の補助率補助金同様に、認定こども園、保育園、放課後児童クラブが行う事業に対しての県の3分の1の補助内容となっております。教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、認定こども園及び保育園の職員に対するスキルアップのための研修会費用の2分の1の補助、保育対策総合支援補助保育対策総合支援事業補助金につきましては、昨年からの事業でございまして、保育士の補助を行う保育補助者を雇用し、業務負担の軽減や離職防止、保育人材の確保を行うことを目的とする事業で、国4分の3、県と町が8分の1の負担割合となっております。令和2年度は四つの園から申請がっております。子育て支援事業費補助金につきましては、保育料の無償化に伴う事務費補助で、補助率は100%の事業となっておりますが、国の間接補助事業であるため、県補助金に計上しております。節5 子ども医療費助成事業費補助金、乳幼児医療費補助金につきましては、4歳未満児と多子世帯の未就学児の入院、通院等の医療費助成等事業に対する県の2分の1の補助金で、過去5年間の交付確定額の平均で計上いたしております。節6 ひとり親家庭福祉費補助金は、ひとり親家庭等の生活安定と福祉の向上を図るため、町が助成する費用の2分の1を県が補助を行うものでございまして、本年度見込み額で計上しております。次は27ページをお願いいたします。中ほどの枠の目1、節1 延滞金は保育料の延滞金を費目存地として計上いたしております。次のページをお願いいたします。28ページです。目1 民生費納付金、節1 救護施設費納付金で自己負担金は、しらがね寮の自己負担金で基準額6万940円、29人の12カ月分を計上したものでございます。目3 節1 雑入で上から8行目のしらがね寮職員給食費は、宿直時の職員の給食費負担分を計上しております。次のページをお願いいたします。目2 民生債、節1 から節5 までの各事業債につきましては、第3表の地方債で説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきます。次は、歳出53ページをお願いいたします。53ページです。目1 社会福祉総務費、この目につきましては、生活福祉課職員の人件費を初め、高齢福祉課と連携して運用する災害時避難要支援者システムの拡張更新費用、戦没者追悼式、デマンド交通システムの関係費用、関係機関団体への運営補助金などを主に計上いたしております。昨年度より2,000万円ほど増額になっておりますが、人件費と社会福祉協議会への補助金の増

額などが主な要因となっております。まず節1報酬では、民生委員推薦会委員報酬を2回分計上いたしております。節7報償費では、毎年開催いたしております戦没者追悼式の祭壇のお花や、小中学生への平和メッセージに対する謝金を計上いたしております。昨年より式の開催内容につきましては検討を行っておりまして、令和2年度におきましては、早い段階から内容についての準備協議を行い、より多くの方々に参加していただけるよう準備を進めてまいります。デマンド交通事業につきましては、より親しんで御利用いただくための愛称を募集することとしておりまして、優秀作品に対する副賞を計上いたしました。節10需用費では、本年度策定いたしました第4次保健福祉総合計画の印刷製本費を計上いたしております。節11役務費では、町内の路線バス2路線の利用状況を調査するための運賃を計上いたしております。2回目の調査で今回は、デマンド交通運行開始後における状況の変化の検証を行うために、平日の1日8便の14日間実施するものでございます。成年後見人制度事務手数料につきましては、町長が審判の請求を行い、家庭裁判所が後見人等の選任を行った場合の報酬の一部を助成するための手数料を1名分計上いたしております。節12委託料では、社会福祉協議会に委託しております総合相談事業と、災害時避難要請避難要支援者に失礼しました。災害時避難要支援者システムの保守委託料を計上いたしております。節13使用料及び賃借料では、デマンド交通システムの機器類のリース料を次のページにかけて計上いたしております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。まだ長くなりますかね。はい。それではここで説明の途中ですが10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） それでは、引き続き説明をさせていただきます。ページは54ページになります。上の段から、災害時避難要支援者支援システムリース料は、昨年更新しましたシステムのリース料で、高齢福祉課地域包括支援センターの要支援者データと共有して活用するものです。節18負担金補助及び交付金、民生委員児童委員協議会補助金につきましては、民生委員児童委員43名の皆様におかれましてのそれぞれの地域においてきめ細やかな相談支援活動を行っていただいております。毎月の定例会での情報の共有やスキルアップを行うなどの活動が行われておりまして、その協議会の運営補助金として計上いたしております。次の社会福祉協議会運営補助金につきましては、関係部局と連携しながら福祉活動が行われておりますが、その活動内容はさらに多様化し、地域福祉向上の担い手としての大切な業務を行っていただいております。昨年3月末をもって三つの温泉施設の指定管理業務委託期間が終了いたしまして、指定管理委託料の精算協議を経て、返還金の補正予算で議決いただいたところでございます。毎年法人運営に係る人件費の補助金を交付いたしておりますが、施政方針にありまして、デイサービス事業を中心に財務上厳しい状態となっていることから、昨年より業務内容についての定期的な協議を行っております。令和2年度におきましては、これまでの人件費に係る補助に加えまして、民生委員児童委員協議会事務局、老人クラブ連合会事務局、権利擁護、生活困窮活動経費並びに事務局施設の維持管理経費の一部を事務費として補助金に加算して交付することとしたものでございます。次のデマンド交通運行補助金につきましては、運行会社との協定書に基づき、1年間の運行日数平均243日で積算した金額となっております。運行に関しましては、さまざまな御意見などが寄せられておりますので、現行制度の中で、できる限り利用者の皆様方に活用いただけるよう今後とも進めてまいります。次の遺族会補助金につきましては、毎年同額を計上させていただきます。成年後見制度利用支援事業補助金につきましては、町の関係要綱に基づきまして、あさぎり町長が後見等の審判請求を行い、家庭裁判所が決定した後見人等の報酬に対する助成として一定額を

上限として助成を行うものでございますが、当初予算においては、施設入所者として現在1名を行っているところでございます。次は56ページをお願いいたします。目4障害者福祉、この目につきましては、令和3年度から5カ年間の計画期間として策定するあさぎり町障害福祉計画策定に要する経費障害支援区分認定のための非常勤職員の人件費を初めとして、国県の負担及び補助割合に基づく支援のための相談費用、さまざまな活動支援事業、関係団体機関への補助金、広域的な事業に対する町負担金、医療費関係の助成金、給付費用並びに球磨郡障害認定審査会特別会計への繰出金を計上いたしております。節1報酬では、保健福祉総合計画を構成する計画の一つでありますあさぎり町障害福祉計画策定のための策定委員報酬、障害認定区分認定調査員報酬を計上いたしております。節7報償費につきましては、身体障害者相談員4名、知的障害者相談員1名への謝金、節11役務費の各種手数料につきましては、国民健康保険連合会、社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払い手数料と障害認定区分に関する医師の意見書手数料で、昨年とほぼ同額の内容となっております。次のページをお願いいたします。節12委託料の地域生活支援事業委託料につきましては、意思疎通移動支援、日中一時支援などの支援活動事業として計上しておりますが、委託先といたしましては、移動支援は社会福祉協議会、中央タクシー、日中一時支援活動については、つつじヶ丘学園、第2つつじヶ丘学園、多良木学園、うぐいす荘などに委託をするものでございます。地域活動支援センター委託料につきましては、障害者の活動の場を提供する事業として、町内の地域生活支援事業所、あすなりさんでございまして、に対する委託料として毎年同様に計上いたしております。障害福祉計画策定委託料につきましては、関係法令に基づき5カ年間の計画を策定するための専門的な知見に基づくアンケート調査案の作成、回答の集計分析から政策動向を踏まえた計画案の策定を内容とする業務委託費用となっております。節13使用料及び賃借料、障害福祉サービス請求内容チェックシステム使用料につきましては、平成26年度より導入してございまして、各関係事業所の国保連への請求内容審査の正確化のために使用しているものでございます。節18負担金補助及び交付金では、各関係機関、団体への負担金及び補助金並びに広域的な事業への町負担金につきましては、郡町村会での査定結果を踏まえて予算計上いたしておりますが、その中で中ほどの上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金につきましては、水上、湯前、多良木、本町の各保育所や、学校への巡回支援や保育士等への助言、相談、保護者相談等を行う事業でございまして、発達障害などの児童に早い段階から気づき療育につなげることを目的として実施している国2分の1の補助事業となっております。一つ飛びまして人吉球磨地域障害者相談支援事業負担金から、人吉球磨地域障害者地域活動支援センター事業負担金につきましては、人吉球磨の圏域で取り組んでいる各事業の負担金でございまして、障害者に対しまして各専門相談員の方による相談活動や、就労に向けた訓練活動、在宅の障害児や保護者を主な対象としての相談を受ける事業に対する負担金となっております。人吉球磨圏域地域療育センター事業負担金につきましては、障害者の療育に関する相談支援事業を、県内市町村が共同で実施をしているものでございまして、在宅障害児、保護者を対象として、在宅外来支援相談事業を行っているものでございます。次のページをお願いいたします。58ページです。節20扶助費につきましては、説明の欄の各事業費は、障害者へのさまざまな医療や生活などの支援として計上しているものです。重度心身障害者医療費助成事業費につきましては、2分の1の単県補助で、過疎債を財源として充当しております。身体障害者更生医療費給付金につきましては、障害者に対する更生医療と障害を有するまたは残す恐れのある児童に対する育成医療費に対する国2分の1、県と町が4分の1負担を行うものでございます。身体障害者福祉年金給付事業につきましては、町単独事業となっておりまして、給付額5,000円の対象者数1,000人を見込んでおります。福祉タクシー料金助成事業は、障害者に対するタクシーの初乗り料金の助成を行うものでございます。次の補装具給付事業費、日常生活用具給付事業は、身体機能の代替や補完を行う補装具、生活を営む上での排せつ管理支援などに対する給付事業で、過去3年間の平均で計上いたしております。住宅改造助成事業につきましては、1件分の計上とさせていただきます。障害介護給付費につきましては、施設への入所、通所による就

労訓練や、生活介護、居宅介護の提供するもので、国2分の1、県と町が4分の1負担するもので、受給者数を165名で計上いたしております。療養介護医療費は、病院などの施設で医療やケアや常に介護が必要な障害者の方を対象として、食事、入浴などの介護サービスを提供するもので、障害介護給付費同様の負担割合となっております。次の自動車運転免許取得改造助成事業と、その次の難聴児保育補聴器購入助成事業につきましては各1件分計上いたしております。節27繰出金は郡障害認定審査会特別会計への繰出金となっております。昨年度より1万4,000円ほど増となっておりますが、人件費用の増額によるものでございます。次の59ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、この目につきましては、生活福祉課と高齢福祉課が所管するふれあい福祉センター、白寿荘、生活支援ハウスの管理運営に関する経費を計上したものでございます。昨年度より約3億8,800万円の大幅な増額となっておりますが、ふれあい福祉センターの大規模改修に関する費用の増が主な要因となっております。節10需要費では、水道下水道使用料と電気料の大部分がふれあい福祉センターの維持管理分となっております。節11役務費では、大規模改修工事に際しまして、一旦現行の温泉利用許可を廃止し、デイサービスセンターの利用分の利用許可申請と必要な水質検査手数料として計上させていただいたものでございます。節12委託料では、警備委託料、次のページの自家用電気工作物保安管理委託料、及び樹木管理委託料につきましては、ふれあい福祉センター関係となっております。次のページをお願いいたします。引き続き委託料で樹木管理委託料につきましては、ふれあい福祉センター前の農村公園における駐車場拡張整備工事に伴いまして、記念樹の移植委託料を含んでおります。工事監理委託料につきましては、同センターの大規模改修工事に関する監理委託料、ヘルシーランド指定管理委託料につきましては、協定書に基づきまして令和2年度が2年目となりますが、初年度より1,000万円の減となっております。令和2年度につきましても、指定管理者と定期的な協議を行いながら、効果的な利用の推進を図ることといたしております。防火設備点検委託料と除草作業委託料は、ふれあい福祉センター関係分となります。節14工事請負費につきましては、ふれあい福祉センターの大規模改修工事費用となっております。計画では、5月末に入札竣工を令和3年2月末といたしております。また、町長施政方針にありましたように、リニューアル後の施設の効果的な利活用を図っていくための利活用促進協議会、仮称でございますが、を立ち上げまして、さまざまな立場からの御意見や御提案を利用計画に反映していくことといたしております。2枠目の臨時福祉給付金等給付費事業並びにプレミアムつき商品券事業費につきましては、事業完了に伴い廃目となります。次のページをお願いいたします。61ページです。目1児童福祉総務費、この目につきましては、保育園、認定こども園の運営費であります施設型給付費負担金、子育て環境に関する事業、子供の健全育成事業などの費用を計上いたしております。節1報酬では、保健福祉総合計画策定委員報酬として本年度策定いたしました子供子育て支援事業計画の策定委員の報酬で、令和2年度の評価をお願いする1回分の報酬を計上したものでございます。節7報償費の出生祝い金ですが、子育ての支援、少子化対策の一つとして出生児の健やかな成長を願っての給付となっております。次年度におきましては90名分を予定し、過疎債ソフト事業分を財源として充当することとしております。節10事業費では、消耗品費につきましては、保育料の無償化に伴う事務経費として100%国庫補助での約6万5,000円が新たに含まれております。節11役務費での障害児通所サービス費支払い手数料につきましては、国保連合会への審査手数料です。節2節12委託料、子供子育て支援システム改修委託料につきましては、無償化に伴う改修や新しい追加システムなどの設計、開発費用として計上したものでございます。節18負担金補助及び交付金では、施設型給付費負担金で、認定こども園、保育園への運営経費補助に係る負担金を計上いたしております。昨年度に比べまして約3,250万円ほど増額となっておりますが、各園ごとに園児1人当たりにかかる費用を公定価格として算定されておまして、保育士などの人件費、園の事業費、施設の維持管理費用を積算して定められております。この公定価格の基準の上昇と、1号認定から2号3号認定時までそれぞれ細かく区分されておりますが、特に今回は無償化に伴いまして、国基準保育料の割合が引

き上げられたことによるものでございます。次の放課後児童健全育成事業補助金につきましても128万円ほど増額になっております。主な要因といたしましては、新年度から新たに1クラブが開設されることに加えまして、各クラブが実施するさまざまな事業メニュー、障害児の受け入れとか支援員の処遇改善、キャリアアップなどでございます。これに関する補助額が引き上げられたことに伴うものでございまして、国県それぞれ3分の1の補助内容となっております。保育対策総合支援事業補助金につきましては、元年度からの新規事業でございまして、保育士の負担軽減のために短時間勤務の補助員を雇用する園に対しまして交付される補助金で407万円ほど増額になっております。四つの園より申請があつておまして、町の負担は8分の1となっております。次の病児病後児保育事業負担金ですが、これは公立多良木病院企業団におきまして、病児病後児保育事業として、4町村からの委託事業で90万円の増となっております。令和2年度は事務局を水上村で運営をしていくこととなりますが、増となっている部分につきましては、人件費の増によるものでございます。次の延長保育事業補助金につきましては、保護者の就労形態の多様化に伴うニーズに対応するため、保育時間の延長に取り組む保育園への補助金で、八つの保育園で実施されます。障害児保育事業補助金につきましては、障害児を受け入れる目的で、保育士を加算配置している保育園への補助となっております。認定こども園を含め11の保育園、認定こども園が実施予定となっております。保育所整備事業費補助金につきましては、歳入で説明いたしました上薬師保育園への大規模改修事業費補助金で、国庫補助金を合わせて交付するものでございます。負担率は工事に対して国55%、町25%、事業法人、園が20%となっております。なお町負担分につきましては、地方債で説明いたしましたとおり過疎債での財源充当を予定いたしております。次のページをお願いいたします。62ページです。子育てのための施設等利用費負担金につきましては、保育料無償化にかかる1号認定児の預かり保育に対する負担金で、国が2分の1、県と町が4分の1の割合となっております。五つの園、合計19名を対象予定で計上いたしております。一時預かり事業補助金につきましては416万円ほど増額になっております。四つの園を対象に、3分の1ずつの補助率となっているものです。次の子育て援助活動支援事業補助金につきましては、社会福祉協議会に委託して実施しておりますファミリーサポートセンター事業で、保育園等への送迎、保護者への外出時における預かり活動を行うものです。3分の1ずつの負担割合となっております。節20扶助費、障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業で、国2分の1、県と町が4分の1の負担割合となっております。前年度実績見込み額に対前年度比率で算定しておりますが、児童福祉法の改正に伴う民間事業者の参入や、児童の放課後における時間の過ごし方などの多様化によりまして、ニーズの増加が要因となり、年々サービスを受ける児童が増加している現状にあります。このことを受けまして、管内町村における標準サービス供給量の均等化と適正化に向けての認識の共有を行った上で、本年4月に郡内町村の担当者と郡市内の相談支援事業所、通所支援事業所の方々に御出席いただきまして、障害児通所支援事業における支給決定基準の見直しに関する合同説明会を開催いたしまして、各事業者の方々へ御理解と御協力をお願いした次第でございます。次の目2児童手当事業費、節20扶助費児童手当ですが、年3回に分けて支払いますが、対象となる延べ児童数が本年度より666人減少する見込みで積算をいたしております。目3子ども医療費助成事業費、節20扶助費、子ども医療費給付金は、平成29年度から3年間の実績平均額を積算いたしまして予算を計上いたしております。児童生徒数の減少に伴い年々減少していく傾向にございます。目4ひとり親家庭福祉費、節20扶助費につきましては、ひとり親家庭の医療費助成金となっております。対象家庭の生活の安定と福祉の向上を図るために、保険適用負担額の3分の2の助成金で、令和元年度の実績見込みにより積算し計上いたしております。目5養育医療費につきましては、節20扶助費で、過去3年間の平均で歳出計上いたしております。次のページをお願いいたします。63ページです。目1救護施設総務費につきましては、主に救護施設しらがね寮におきましての従事者、職員等の人件費、施設の維持管理経費等を主に計上いたしております。基本的には毎年度同様の予算内容となっておりますが、比較的比較増額の主な原

因といたしましては、報酬、職員手当関係で、非常勤職員から会計年度任用職員変更となることから、人件費の増額と、備品購入費用が主な要因となっております。施設定員は50名ですが、現在女性の方が24名、男性の方が30名の計54名の方が入所されておられます。平均年齢といたしましては70.2歳の現状となっております。職員は正規12名、非常勤8名の計20名で業務を行っております。次のページをお願いいたします。64ページです。節17備品購入費においてAEDの更新並びに老朽化に伴い、食器消毒保管庫とスチームコンベンションオープンの更新費用を計上いたしております。目2救護施設事業費では、県内各福祉事務所単位での保護費負担金と、入居者自己負担金を充当して、入居者の方々が安心して自立訓練をはじめスポーツ大会、交流会、買い物体験活動などを行いながら、日常の生活を営むことができる経費としての関係予算を計上いたしております。次の65ページをお願いいたします。事業の内容は例年どおり計画いたしております。節10需用費におきましては、今年度実績を参考に計上いたしておりますが、消耗品費、水道、下水道使用料などの光熱水費関係経費の若干の増となっております。下の枠で、目1災害救助費、節20の扶助費につきましては、災害見舞金として住宅の全壊、全焼等につきまして、昨年度同額の30万円の2件分を予算計上させていただいております。以上生活福祉課所管分の当初予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分について御説明をいたします。歳入から説明いたします。17ページをお願いいたします。2枠目、2番目です。目2民生費負担金、節1老人福祉負担金、養護老人ホーム入所者負担金は、令和元年度の実績見込み額をもとにひと月当たりの対象者数22人、54万9,000円で計上しております。最下段の枠でございます。目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料、白寿荘使用料は1カ月平均の使用料を1万1,000円で、生活支援ハウス使用料は1世帯月7,000円の基礎数値で算出しております。次に19ページをお願いいたします。2段目の1枠目になります。目1目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、前年度と比較して大幅に増額しております。介護保険1号被保険者の負担割合については、令和2年度は令和元年度と比較いたしまして、所得の第1段階を0.375から0.3円、第2段階を0.625から0.5へ、第3段階を0.725から0.75へ引き下げたことにより、その差額分を国が2分の1負担することで、増額となっております。次に22ページをお願いいたします。1枠目の1段目になります。目1民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、国庫負担金で説明いたしまして県負担金分となります。負担割合は4分の1でございます。2枠の最下段です。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費補助金は、前年度と比較して減額となっております。理由といたしましては、老人クラブの会員数が減少したことによります。その下の高齢者住宅改造助成事業費は前年度と同様、申請件数1件分を計上してございます。またその下、低所得者利用者負担対策事業費補助金は、低所得で生計が困難な方に対しまして介護保険サービスの利用促進を図るために介護サービスを行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減を行っておられます。その負担軽減額の4分の3を県が補助するものでございます。前年度と同額を計上しております。権利擁護人材育成事業補助金は、平成27年度から開始しました人吉球磨成年後見センターの運営費として、委託先である人吉社会福祉協議会へ市町村が支払う委託料のうち、あさぎり町負担分の65%相当が補助されるものでございます。続きまして歳出予算について御説明をいたします。55ページをお願いいたします。目2老人福祉費には、健康推進課所管の予算も含まれております。高齢化福祉課で計上しております主な事業として、金婚式の経費、敬老祝金、緊急通報システム及び各行政区及び町内各施設に委託して開催する敬老会の経費などを計上しております。前年度と比較いたしまして増減したものの主な事業、新規事業について御説明いたします。節7報償費、敬老祝金は対象者の増加により前年度と比較し約7%伸びております。内訳といたしまして、100歳が15人、90歳が130人、80歳が182人とい

うことで予定しております。節12委託料、人吉球磨成年後見センター運営業務委託料は、人吉球磨成年後見センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払うものでございます。敬老会式典業務委託料は、前年度と比較しまして約4%減となっております。対象年齢を段階的に75歳以上に移行する3年目の年となり、今年度は73歳以上3,760名の方が対象となります。節18負担金補助及び交付金、下から4行目の老人クラブ補助金は、前年度と比較し約7%の減になります。令和2年度の会員見込み数は、2,393人と見込んでございます。シルバーエイト負担金は、多良木町を除くあさぎり町、水上村、湯前町の3町村で負担金額を人口割で算定したものでございます。1番下になります。シルバーヘルパー活動助成金は新規事業となります。高齢者の社会参加、生きがいきり活動のために、地域のひとり暮らしの高齢者や病弱な高齢者のいる家庭を訪問し、話し相手や生活支援等の活動を実践する老人クラブ団体のシルバーヘルパー活動を支援するための助成金でございます。支援内容は、シルバーヘルパー活動参加会員1名につき、活動1回当たり200円を交付するものでございます。しかし、交付上限回数を12回までといたします。本年度は対象会員数を180名活動1回当たり200円で計上しております。次に56ページをお願いいたします。上から2番目です。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は前年度と比較し約10%増加しております。内訳でございますが、介護給付費にかかる負担分が2億4,212万6,000円。保険者事務費負担分が2,862万4,000円。介護予防事業に係る地域支援事業分が666万4,000円。それから介護予防地域支援任意事業分が987万9,000円となります。低所得者保険料を軽減負担金額繰出分といたしまして2,506万1,000円でございます。この中で大きく伸びたものが、保険者事務費分、介護予防地域支援任意事業分、低所得者保険料軽減負担分でございます。増額となった理由といたしまして、保険者事務費につきましては、来年度計画してございます高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画に係る経費分になります。介護予防地域支援任意事業分につきましては、認知症対策といたしまして、認知症初期集中支援チーム等の専門職による早期発見、対応と地域住民指導によります認知症予防事業に係る経費でございます。低所得者保険料軽減負担分は、前年度と比較し大幅に増額となっておりますけれども、令和2年度から介護保険第1号被保険者の負担割合を令和元年度と比較しまして大幅に引き下げた理由によるものでございます。2枠目になります。目3老人保護費、節19扶助費、老人施設入所措置は、前年度と比較し約10%減額しております。対象者を令和元年度は月平均3.2名と見込んでおりましたが、令和2年度は月平均2.8名と見込んでいるためでございます。次に59ページをお願いいたします。3枠目です。目7社会福祉施設費の高齢福祉課所管分を説明いたします。節10需要費のうち、高齢者コミュニティセンター白寿荘の維持管理費分といたしまして、消耗品費が3万円、ガス代が1,000円、水道下水道使用料が2万8,000円、電気料36万円、修繕料が5万円となります。節11役務費、電話料3万2,000円は、生活支援ハウス維持管理分、消防設備、検査手数料、3万9,000円は、高齢者コミュニティセンター白寿荘分となります。次に60ページをお願いいたします。節12の委託料中ほどの清掃委託料は白寿荘分になります。節13使用料及び賃借料、モップリース料につきましても白寿荘分です。生活支援ハウス管理委託料は、夜間休祭日の管理人としてシルバー人材センターへの委託料を昨年度並みに計上してございます。ふれあい福祉センターは、令和2年度中に改修計画を計画してございますけれども、現在入居者がおられるため計上しております。節16公有財産購入費は白寿荘のカーテン購入費用になります。消防署の指摘により、防煙性のカーテンに取りかえるためでございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、それでは健康推進課所管分につきまして御説明いたします。18ページをお願いします。1番上の目3衛生使用料、説明欄の2行目になりますけれども、保健センター使用料、これにつきましては、今年度の実績見込みにより、計算いたしております。次のページをお願いします。下

の枠になりますけれども、目1 民生費国庫負担金、節3 国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これは保険者支援分として保険料軽減の対象者数に基づきまして、国が2分の1を負担するものでございます。次のページをお願いします。下の枠になりますけれども、目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費補助金、説明の2行目になりますけれども、地方スポーツ事業振興費補助金、これは今年度の新規事業でございます。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。その下の節2 衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等補助金、これは40歳代、それから50歳代の男性を対象とした風疹の抗体検査に関する補助金でございます。事業費の2分の1を補助するものでございます。今年度は150人分を見込んでおります。続いて22ページをお願いします。最上段の目1 民生費県負担金、節1 老人福祉費負担金、2行目の後期高齢者分、保険基盤安定拠出金、これは後期高齢者に関します保険料の軽減分を公費で負担するものでございます。県が4分の3を負担するものでございます。一つ飛びまして、節3 国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これは国保の保険料軽減分に対し、県が4分の3を負担し、あわせて軽減対象者数をもとに算出した保険者支援金の4分の1を県が負担するものでございます。次のページをお願いします。中ほどの目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金、説明の2行目からになりますけれども、市町村健康増進事業費補助金から少子化対策総合交付金まで、六つの補助金を計上いたしております。市町村健康増進事業費補助金は、健康相談、健康診査等に要するものでございます。自殺対策事業費補助金は、心の健康相談、メンタルヘルス相談等に要するものでございます。虫歯予防対策事業費補助金は、弗化物洗口等に要する経費でございます。風疹予防接種、助成事業補助金は、従来から行っておりました妊娠を希望される女性の方とその家族の抗体検査と予防接種に関する補助金でございます。こんにちは赤ちゃん事業費補助金は、母子保健推進員の家庭訪問等への経費に対する補助でございます。少子化対策総合交付金は、元年度は早産予防対策事業として計上いたしておりましたが、一般不妊治療の人工授精に対する経費につきましても、4分の3の補助が出るということになりまして事業名も変更となっております。それから28ページをお願いします。最上段になります。目2 衛生費受託事業収入、節1 保健衛生総務費受託事業収入、高齢者の保健事業受託収入ということで、これは今年度から令和2年度から新たに取り組みます高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という事業に関します受託事業収入でございます。後期高齢者広域連合からの委託により実施するものでございます。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。中ほどの枠の目2 衛生費納付金、節1 保健衛生費、徴収金、各種健診個人負担金、これにつきましては受診の申し込みにより算出いたしております。歳入は以上でございます。次に歳出のほう御説明いたします。54ページをお願いします。中ほどの目2 老人福祉費、節3 の職員手当等、説明欄の1番下になります時間外勤務手当、この中の35万9,000円のうち健康推進課分は、1万7,000円になります。後期高齢者医療被保険者証の作成、それから発送業務に係るものでございます。次のページをお願いします。中ほどになります。節1 8負担金補助及び交付金、2行目になりますけれども、後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金、それからその下の後期高齢者医療広域連合特別会計分、共通経費負担金はいずれも広域連合の事務費に係るものでございますが、広域連合から示されました金額によりまして計上いたしております。それから一つ置きまして後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、高齢者の医療費に関するもので自己負担金を除いた金額の12分の1を市町村から負担するものでございます。次のページをお願いします。上から2行目の節2 7繰出金、2行目の後期高齢者医療特別会計繰出金は、特別会計の事務に要する経費、それから保険料軽減に関する経費、それに歯科健診に関する経費を合計した金額でございます。59ページをお願いします。目6 国民健康保険事務費、それから歳出予算になります。よろしくをお願いします。目6 国民健康保険事務費、節3 職員手当等、説明欄の1番下になりますけれども、時間外勤務手当、保険証の発行、国保運営協議会に関するものでございます。この内訳としまして保険料の軽減等にかかるところの保険基盤安定繰出金としまして、9,080万6,000円。出産育児一時金としまして、17名分の476万円。保険者の財

政状況に応じて交付される財政安定化支援金支援分が、1,559万7,000円。それに特別会計の法定内の繰出金としまして861万1,000円、合わせまして1億1,977万5,000円を繰り出すものでございます。66ページをお願いします。目1保健衛生総務費、この目では新規事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業費を計上いたしております。事業の内容といたしましては、複数の慢性疾患への罹患や、身体的な衰え、それから外出が億劫になるなどの精神的、心理的な衰えが見られます高齢者検診結果やレセプトデータなどから抽出いたしまして、保健師や管理栄養士、それから歯科衛生士などの医療専門職が個別に家庭を訪問したり、サロンなどの通いの場へ出向いて調査を行い、支援が必要な高齢者を医療機関等へつなぐなどの支援を行うものでございます。事業の予算につきましては、節1の報酬、地域担当医療専門職報酬としまして、保健師あるいは管理栄養士を会計年度任用職員として雇用する予定といたしております。それから節2の給料、これは一般職給料のうち保健師1名分を充てることにいたしております。節4共済費、社会保険料は雇用する保健師または管理栄養士分でございます。節7報酬、報償費、口腔ケア等、健康教育時謝金は、歯科衛生士分でございます。そのほか節10の需用費、節11の役務費など総額985万円を計上いたしております。財源につきましてはすべて後期高齢者広域連合からの受託事業収入となります。そのほかの主な事業としましては、節12委託料の在宅輪番医制委託料、これは休日における医療を確保のための当番医療機関への委託料でございます。健康管理システム改修委託料は、健康診断の結果や予防接種の管理等を行うシステムでございますけれども、令和3年度から新たなバージョンのシステム移行することに伴い、令和3年3月にデータ移行を行う必要がございましたために、ここに計上いたすものでございます。次のページをお願いします。1番上の節18負担金補助及び交付金、病院事業負担金、これは公立多良木病院への負担金でございます。その下の病院群輪番制性病院運営事業負担金につきましては、これは人吉医療センターと公立多良木病院の休日夜間の救急外来対応への負担金でございます。それから説明欄のちょうど中ほどになりますけれども、鍼灸治療費助成金につきましては、これ4,400枚分を予定いたしております。次69ページをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。まだ長くなりますか。それでは、説明の途中でございますけれども、ここで休憩にしたいと思います。午後は13時30分からでございます。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは69ページから引き続き御説明いたします。目4健康増進事業費、この目の主なものといたしまして、節12の委託料となります。集団健診、それからがんセット検診の委託料でございます。検診申込により、それに基づきまして計上いたしております。その次の目5母子保健事業費、この目の主なものとしまして、乳幼児健診事業、妊産婦の健康管理事業等を実施しています。節1報酬のマイクロバス運転手報酬は、母子保健推進員の研修時のもので2年に1回研修を実施いたしております。節12委託料の健康診査委託料につきましては、妊産婦の健診に関するものでございますか、対象者を90人分と見込んでおります。節18負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金につきましては、一般不妊治療から特定不妊治療への不妊治療へ移行される方が増えてきておりまして、元年度より10万円増額しているところでございます。次のページをお願いします。目6予防接種事業費、この目の主なものといたしまして、乳幼児の予防接種、高齢者の肺炎球菌及びインフルエンザの予防接種、40歳代から50歳代の男性を対象とした風疹の抗体検査及び予防接種を実施することといたしております。次の目7健康づくり推進事業費、この目の主な事業費としまして、自殺対策事業としまして心の健康相談、メンタルヘルス相談、それから健

康ポイント事業等を実施いたしております。次のページをお願いします。説明の最上段にあります心の健康アンケート調査委託料は、5年に1回実施いたすものでございます。対象者を1,200人抽出いたしまして実施することにいたしております。節18負担金補助及び交付金、食生活改善推進協議会の補助金でございます。目8スマートウエルネスシティ事業費、節7報償費、講師謝金でございますけれども、2回分を計上いたしております。節8旅費、普通旅費でございますが、これはスマートウエルネスシティの首長研究会、それから担当職員の研修旅費等を計上いたしております。節12の委託料、健康政策マネジメント支援業務委託料、それからその下の運動スポーツ習慣化促進事業につきましては、別途資料に基づきまして御説明いたします。健康政策マネジメント支援業務でございますけれども、筑波大学の久野教授が代表をされておられるつくばウエルネスリサーチに委託して事業を実施することにいたしております。内容といたしましては左のほうの項目でございますけれども、(1)の事業評価ヒアリング現地訪問といたしまして健康推進課の事業のみならず、福祉教育部局なども対象としてヒアリングを実施し、既存の事業の評価分析、それから課題抽出等を実施するものでございます。それから(2)の効率的で成果の出る健康施策立案に向けた支援といたしまして、事業評価に基づいて成果が少ない事業は廃止し、より効果が上がる事業に転換していくという仕組みづくりを行っていくこととなります。(3)のKPIマネジメントの設計、導入。KPIとは歩数の目標値であったり、医療費の抑制額等のそういった目標の指標のことでございます。より効果的効率的で成果の出る仕組みづくりを行うために、事業の評価方法を見直し、PDCAを回していく仕組みづくりを行っていくものでございます。それから、(4)の職員を対象としたKPIマネジメントができる人材の育成支援ということで、スマートウエルネスシティの実現に向けた町の職員の人材育成を行っていくものでございます。その下のほうのフロー図でございますけれども、3年計画で実施することにしております。以上で健康政策マネジメント支援業務についての説明を終わります。続きまして、運動スポーツ習慣化促進事業について御説明いたします。この事業の目的といたしましては、運動スポーツの無関心層それから生活習慣病の有病者や、運動機能の疾患のある人について医師や運動指導士等の協力をいただきながら、安全に効果的にスポーツを通じて健康状態を1改善する体制づくりを行うことを目的といたしております。この図の1番左のほうに記載してありますけれども、スポーツによる健康長寿社会の実現というものを目指すものでございます。事業の内容といたしまして、この図の中央に自治体と記載されております。これは町でございますけれども、図の右のほうに事業参加者を募集するとともに、それから上のほうの医療機関からも支援が必要な方を紹介していただくこととなります。その後運動指導者や筑波大学の助言のもとで下の図にありますように民間会社の業務委託を行って事業実施をしていくものでございます。事業参加者につきましては、歩数計を貸与いたしまして、歩数の継続や歩数の計測。それから運動指導者による指導に基づく運動を行っていただきます。また、BMIとか代謝量など体組成等のデータもパソコンに取り込みまして、その成果のもとに次のステップへと進めていくものでございます。簡単でございますけれども以上で委託業務の説明を終わります。続きまして、目9保健センター管理費でございます。免田、上、岡原の保健センターの管理費用でございます。令和元年度は岡原保健センターの漏水修理、免田保健センターの床暖房機器等の修繕を行いましたけれども、令和2年度におきましては、特に修繕の予定ございませんので、予算額は前年度より9万2千4,000円の減額となっております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい。午前中の歳出予算の説明の中で58ページ、62ページ、65ページの扶助費の説明を行いました。節20扶助費というふうに説明を行いました。節番号は節19の間違いでございます。お詫びして訂正申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 以上ですかね説明は。追加説明ありませんか。説明が終わりましたのでこれから質

疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑をいただく時間を設けたいと思います。まず税務課分について質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番難波です。税務課所管分について1点だけお尋ねいたします。47ページ役務費の中のネット公売システム手数料というのが計上されております。これは金額ではなくてですね、ネット公売システムの利用状況とかどのような形で行われているのかっていうのをお願いしたいんですが。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 申しわけございません。ネット公売システム手数料1,000円ほど上げております。今のところうちのほうで特にネットで公売というのはやっておりませんけれども、登録だけをさせてもらっております。その分でいつあってもいいように1,000円だけ計上している状況です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。次に町民課分について質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 1番岩本です。マイナンバーカードについてお尋ねします。あともう1点ありますけど、マイナンバーカードについて以前です役場のほうで写真をとりますとかそういうことでマイナンバーカードをつくることを推進していくっていうことだったんですけど、先ほど説明の中でまだ約11%と聞きました。お尋ねしたいのは、マイナンバーカードをつくることによって町民課として業務遂行に当たってスムーズにできるメリットがあるのかどうかをまずお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、マイナンバーカード交付率が11.6%ほど今現在でございますけれども、なかなか推進のほうもまだうまくできておりませんで、今後広報紙とかホームページとかで周知をしていきたいというふうには考えているところでございます。町民課の業務としてスムーズな対応ができる、これマイナンバーカードを利用することによってということによろしいでしょうか。はい。そうですね今のところ特にマイナンバーカードを利用して町民課のほうで対応するっていうのはございませんが、ただ本人確認書類として証明書発行等を行うときには本人確認書類としての対応をさせていただいております。今後です人吉市さんのほうはコンビニ交付とかいうことでされておられますけれども、なかなか費用対効果等々もございまして、まだあさぎり町としてはそちらのほうの対応っていうか踏切をできていないところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） もう1点ですけど48ページの戸籍システムソフトウェア保守契約委託料とほかにハードウェアソフト保守委託料とかあります。この業者っていうのは地方公共団体情報システム機構でよろしかったですか。別のところになりますか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、こちらは地方情報公共団体システム機構ではなくて、RKKCSソフト、RKKコンピュータサービスのほうになります。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） そのシステムを持っているとこであれば、例えば先ほど言われたコンビニの証明書発行なんかクラウドを使えばですね運営費も多分安く上がると思うんですよ。先ほど私地方公共団体情報システム機構のほうを調べたんですけど、大体運営費100万年間ですね、システム構築が1,200万ほどかかるんですけど、ただこれは国の特別交付措置があるもんですから、これは30年度でちょっと30年度だったですね。で終わってます2分の1の補助はですね。こういうものを利用してこの次国のそういう助成制度があるのかどうか知りませんが、年間100万の大体町村で年間100万と調べたら載ってりましたので、費用対効果を考えた場合に日曜日あけたりするとかそういうものを考えて、100万って

いう、年間100万ぐらいの費用というのはやっぱり費用対効果が見込めないっていう金額なんでしょうか。そこも含めて。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、費用対効果というふうなことを先ほど申し上げましたけれども、あさぎり町内のコンビニが国道沿いにございますけれども、あとそれ以外国道沿いから離れた地域の方々に対しては、やはりそこまで置いていただかないと対応ができないっていう部分もあったりするものですから、やはり今支所等の利用もあっておりますけれども、そういったことで今のところそこまで町単独でお金をかけてっていうよりも、どちらかという人吉さんがもう行っておられますので、あと球磨地域で連携して共同で行うということで、幾らかの予算的な対応ができないかなっていうふうなところを考えているところがございます。

◎議長（徳永 正道君） 他に。難波、すいません。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番、加賀山です。先ほどの1番議員のちょっと関連にはなるんですが、マイナンバーカードについて、先ほど1,780件作成ということでしたが、これのちょっと年あらあらで結構ですが年代別の作成の方っていうのはおわかりでしょうか。あと再交付に関しましては手数料が要るということでしたが、初回の発行料について2点伺います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。まず1点目のマイナンバー交付の年代別の交付人口ですかね。につきましては、すいませんちょっと手持ち資料がございませんので、最終日にでもお伝えしたいと思います。それからマイナンバーカードの再交付ではなくてマイナンバーカードの交付は、最初の交付につきましては手数料がかかりません。無料で交付しております。再交付された際に800円の徴収をさせていただいているところです。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、実は先ほどどうもあの証明に使っておられる場面もあるっていうことだったんですが、今高齢者の方が免許証返納ということで、いろんな場面ですわね本人確認というのがあるんですが、写真つきの出してくださいと言われる場面があるんですね。パスポートもそんないつもかつも持ち歩きませんし、免許証がない方にとっての本人確認として非常にマイナンバーカードっていうのは使うことが今後出てくるんじゃないかっていうのがあります。で、もしその発行が無料であればマイナンバーカードに添付する写真代はですね町のほうで免許証返納された方に関しては例えば補助するとかっていうのが今後検討できないかっていう点でちょっと2回目。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、マイナンバー個人番号カードの交付につきましては、前回のもちよっとお話をさせていただいたかとは思いますが、窓口にお出でいただければそこで町のほうで写真を撮りましてそれで申請いただいて、申請いただければ写真を撮って、で、マイナンバーカードお作りするという。1カ月ほど時間がかかりますけれども、そういった対応をしております。ですので写真代というものも特にかかりませんので、無料で交付をしているところがございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。それでありましたらですね、これは先ほどの別の課のデマンドのほうであったりとか免許証返納っていうところにもかかわってくるんですが、こうやってきますよっていうのをですねさらに町民の方にお伝えいただいてあわせてですね実は税金の申告のときにも番号を確認されるんですが、そのときも通知番号、マイナンバーカード、個人番号と三つの表現があったときに、全部持ってきとらんですと言われて、いやカードは一つですということちょっと年配の方にはちょっと言葉が今表

現がいろいろあつたりということでもわかりづらいなあとと思います。熊本市とかこれは子ども医療のカードなんですけどひまわりカードとかいうこうあの町独特の名称とかがあればカードかっていう形でわかりやすい部分があると思いますので、今後はそれは費用はかからないと思いますのでわかりやすい名称について今後またあわせて御検討いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。マイナンバーカード、個人番号カードといいましたり、通知カードは紙のカードを通知カードといいます。顔写真つきのカードをマイナンバーカードまたは個人番号カードというふうに言っているところです。これはもう全国共通でやっておりますので、申しわけありません今個人番号カード、マイナンバーカード別の名称にということでもありますでしょうか。はい。なかなか難しいかとは思いますが、はい、総務省あたりにもちょっと確認をさせていただいてみたいと思います。申しわけありません。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 意見だけをお伺いしますが、67と68、ごみの回収の件ですけれども、地域にリサイクルでお返しをされておりますけれども、町の有資源の品種ですね。今現在14種類ということでよろしいですかね。よろしいですか。はい。わかりました。その中にですね、紙パックっていうのが出てくるんですけれども、この回収状況というのはわかりますか。それが1点。それと、決算審査のときも申し上げましたが、この猫の対策ですけれども、それぞれお困りの人達がいっぱいあってですね、野良猫対策で、この日本動物愛護協会というのは、避妊手術それから去勢手術に対する補助金ば出してます。しかしながら全国ですから予算の範囲というようなことを書いてありますが、一方ですねこれは神奈川県綾瀬市は、ここだけじゃないと思うんですけれども、交付金ということで去勢であったり避妊であったり、手術の一部を補助金として出してるというようなところもあるわけですが、今から猫対策については、はい。お考えをお伺いしたい。2点。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後1時57分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、溝口議員の質問にお答えいたします。まず紙パック14品目になっておりまして、紙パックは牛乳パックの回収になっております。それから、猫対策ということでございます。確かに、補助金等を出している自治体もあつたりするようには聞いております。また以前はですね人吉球磨の動物愛護協会のほうでもそういった対応しておりましたけれども、予算の都合上ということでこれが中止になりました。今後につきましても、猫はほんとに増える一方で確かに動物の死骸処理等におきましても猫等の死骸の対応というのは多くあつております。今後その猫対策、そういった避妊とか去勢とかに対する費用、助成金っていうのも今後検討していくべき課題かなというふうには考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。資源につきましては牛乳パックということでしたが、この回収状況というのは把握はまだわかります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、牛乳パックの回収状況につきましては、若干少ない少なめだというふうには思っておりますが、ちょっと回収量につきましては少しお待ちいただけますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） その量は別としても後でお知らせいただければいいんですが、何でかといいますとね、そう先般から議論になつとる給食センターの牛乳パックの問題ですけれども、これ給食センターでは処理はできないって言ってますけれども、持ち帰って地域資源で出せば引き取ってくれるっていうことですよこれ。そうですね。今牛乳パックの処理を地域地域はもう業者さんがもうすべて契約してますから、引き取って行きますよね。合う合わないは別として引き取らなきゃいかんですよね。それはもう当然契約してますから、そういうことから考えて引き取ってくれるんだったら、それぞれ地域で給食センターの給食の子どもたちの給食のパックは、処理ができるんじゃないかなと思うんですけども、燃やさないかんっていうあれはリサイクルマークがついてますからね、当然あれは資源ごみですから、つくる作って出荷する側にも責任があるんですけども、そういうふうなことができるんだったら、教育委員会はこれを燃やしてしまうって言ってますけども、もう少しこう対応できないのかなって思ったんで、はい、その辺はもう少し今の回収業者さんの状況もどれぐらいで今引き取っていただいているか、単価も数量もわかれば後でまたで結構ですから教えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、学校給食の牛乳パックに関しましては、燃やすという方向で結論がついたというふうに私たちのほうも聞いております。ただ、やはり環境の担当としましては、できればリサイクルにといい思いはあります。これを家庭に持ち帰ってリサイクル品として出すっていう方法もそういった方法もあるのかなというふうには考えますけれども、どうしてもこれは学校教育のほうでの対応となっておりますので、今後どういうふうになって申しわけありません。私の独断ではちょっと申し上げるのがちょっとはばかれますので、こちら辺でやめさせていただきたいと思っております。申しわけありません。数量につきましてはまた後ほどお知らせいたします。

◎議長（徳永 正道君） 中竹課長補佐。

●教育課課長補佐（中竹健次君） 本日はですね、次期町民課の課長補佐ということで私出席しておりますので、給食センターの立場としてですね言わせていただきます。小学校におけるですね、学校用牛乳紙パックにつきましては、従来のですね紙パックよりもコーティングがたくさんあるということですね、私先日の全協のほうでも説明させていただきましたけれども、そのような状況で現在のところは取引をできないということで伺っております。1リットル用のですね牛乳パックについては確認をしてないのでですね、学校給食用は現在のところは取引はできない。今、収業者あさぎり町をですね回収していただいている業者の方についてもですね、そのように伺いましたので、全員協議会の際にですね、そのように答弁させていただきました。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。次に生活福祉課分及び高齢福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番久保です。62ページになります。19節の扶助費で、障害児通所支援費1億3,034万1,000円でございます。えっとですね、この金額がもう毎年毎年青天井で上がっているわけですけど、先般各町村の担当者と事業者をあわせまして説明会が開かれたということをお伝えいただきました。その内容とそれを踏まえたところでの今後のこの事業の方向性をお知らせ説明ください。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。予算の説明の中で本年1月に町内の、失礼しました。球磨郡内の各町村にあります事業所の代表の方、それと町村の事務担当者をお招きして説明会を開催したところでございます。まず説明会の前に、町村でそれぞれの給付料の算定といひましようか、決定にそれぞれ均一性を持た

せ、というような判定にですぬ凹凸がないようにしたいということ、これにつきましては議員より昨年の質問の中でお尋ね等があったことに基づきまして、それぞれの町村の実態を把握した上で、まずは町村での認識の共有化を図った上で、各事業所の方に御出席いただきまして、御理解というかをいただくための説明会を開催したところでございます。議員御指摘のように、今年予算規模で1億3,000万というこれは補助事業ではございますが、年々右肩上がりに上がってきているような状況でございます。要因といたしましては、説明の中にありましたように、まず小学校の児童の放課後の過ごし方の変化がありまして、それから関係法令の改正によりまして事業所が人吉球磨管内にもできて、いろいろできてきたということが挙げられます。この点につきましてはまずは対象というか、何らかの支援が必要な子供さんに対しましてまず保護者の理解をいただき、そして必要に応じては健康推進課の保健師でありますとか、発達医療機関というか、それ専門の方の指導を受けまして、その子供にとって何が優先して解決というか支援をしていくべき課題なのかという点につきましてをケア会議といいましょうか、まずは保護者の方等も踏まえてヒアリングといいましょうか事情をお伺いした上で給付料を決定し、その後の状況におきましても見守りというんでしょうか支援の仕方については定時的にこうチェックを行っていくということでございます。担当課といたしましては今年ですぬ、約80名、88名から90名ほど町内の子供さんで通って通所に通っておられる方がおられますけれども、一応のピークを迎えているのかなという感はいたしております。議員御指摘のように今回事業所さんを御出席いただきまして説明をし、御理解御協力をお願いしたところでございますので、今後はその子に見合ったですぬ支援ができるような形で連絡をとってまいりますので、そう今後は上がることも、増加の度合いが少しは下がっていくものというふうに担当課としては考えるところでございます。繰り返しになりますが今後も引き続き定期的な会合を重ねていくということで御理解をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 今までは事業所さんと保護者さんの間で話ができればそれでどんどん事業費が膨らんでいったと思うんですけども、それをある程度のその子供たちに合わせた事業ができるということで非常に評価できる形になってきたと私は思ってるんですけども、前ページですぬ、18の負担金補助及び交付金の中でも、放課後児童健全育成事業補助金というのがございますね。これあたりで多分障害児の受け入れもされているというお話も出てきますので、この事業あたりも使って受け入れ先を分散したりとかいうことも今後は考えられないのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、ただいまのお尋ねの件でございますが、確かに町内の認定こども園、保育所並びに御質問にありました放課後児童クラブの中には、障害児の方を受け入れているクラブもございます。この点につきましても、保育園認定こども園につきましても、障害児の加算対象になりますし、放課後児童クラブについてもその分の補助金で見るというシステムにはなっておりますが、御承知のように何らかの支援をする必要がある子供さんに対しましては、それぞれマンパワーがいかに不足しております、それぞれそれだけかかることでございますので、まずは特に放課後児童クラブにつきましても町長の施政方針にありましたように支援強化を行っていく上で、まずは現状を把握すると。そして必要なマンパワーの補助等を検討していきたいというふうに考えているところでございます。しかしながら、各放課後児童クラブの実態につきましても、例えば公共施設を利用して運営されているところでもありますとか、法人の施設を利用して運営しているところ、とか介護老人保健施設の中に併設型で行っているところ、それぞれ施設の利用形態がさまざまございます。一概にどう支援していくのかという点につきましても、非常にデリケートな部分もございますので、この点につきましてもそれぞれのクラブの代表者の方々と会議等を重ねることによって、なるべく支援子供さんにとってですぬ、重要な支援の方法というのを見出していく必要があるとい

うふうに考えているところでございます。御提案ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） なかなか放課後のほうもですね受け入れ先によってさまざまな事情があるということで一概にすべて画一で進むということはなかなか難しいでしょうけれども、障害の皆さんが、放課後きちんと過ごせるような適正な事業になっていくことを望んで。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。奥田議員。

○議員（13番 奥田 公人君） 健康福祉課に1点お伺いしたいと思います。ページは54ページになると思いますけれども、デマンド交通の件についてですが。

◎議長（徳永 正道君） 奥田議員。健康福祉の生活福祉課、と高齢福祉課のほうに。

○議員（13番 奥田 公人君） 生活福祉課のほうに。

◎議長（徳永 正道君） 健康福祉課で聞こえたので。

○議員（13番 奥田 公人君） 健康福祉課で言いましたかね。生活福祉課です。これは最近、推進されていることでまだまだ問題点も大変残っていると思いますけれども、議会のほうでもですねいろいろ要望が上がっていましたが、球磨郡公立多良木病院企業団への乗り入れ、それから玄関先までの送迎について。それから荷物の積み降ろしの手助けについて等、議会からも要望があっていましたが、2月20日の民生児童委員、から児童委員協議会からのですね強い要望が上がってありましたので、進行状況をお尋ねしたいと思います。町長は是非、公立多良木病院のほうにも乗り入れも実現できるように努力したいと言っておられました、その後の話し合い、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今言われました議員さんの皆さん方と民生委員児童委員の皆さんとの意見交換の2日前にあさぎり町の公共交通の会議がありまして、そこに民生委員の代表の方も2名か3名、3名ぐらいいらっしゃったと思うんですが、そこでも御説明したことなんですけれども、これはこの人吉球磨の公共交通会議の中でですね、国土交通省とか、あるいは今バスを走らせてます九州産業交通そういうところとか、あるいはドライバーさんとかタクシー、バスのドライバーさんたちの労働組合の代表の人とか、そういう人の中で会議を行っていきます。それで、やはり公共交通が走っているところは、それを利用してくれと。それ以外のところで、そういう公共交通のバスとかが走っていないところでデマンド交通をつくってくれということになってますので、そのようなことで今行っているわけですが、一つ確かに私が申し上げたことは、多良木公立病院の患者さんの数を増やすには、もう少しやはり高齢者の人たちが、そこに通ってきやすい、やはりインフラ整備といいますが、公共交通のシステムを整備する必要があると考えてます。しかしやはり公共交通の会議の中で、なかなかそこはですね難しいところがあります。今考えてるのは、岡原地区がデマンド交通がもうデーターとしてもう端的に利用が少ないというデータが出てます。それはやはり岡原地区は経済圏がどうしてもやっぱり多良木に近いということでそちらを利用される方が多いんじゃないかということで、今度また公共交通会議があるときに、その話はさせていただこうと思っております。ですのでまだその会議がありませんので、今のところまだ何も動いてませんが、奥田議員言われるように、今度の会議まで待ってると言わずに、やはり一度県のほうにですねその辺をお尋ねに行ってみたいと思います。そして、ただやはり岡原を除くほかの4地区は、今のところちょっとまだ難しいんじゃないかなというのが現状です。

◎議長（徳永 正道君） 奥田議員。

○議員（13番 奥田 公人君） はい。産交バスの利用状況とそれから負担金の割合あたりはわかりますかね。への送迎についてと、荷物の積み降ろしの手助けができるのかですねそういうその2点も。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。産交バスとの路線の利用状況等につきましては手持ちにちょっと資

料がございませんので、調査のうえ報告をさせていただきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） あと1点。生活福祉課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） はい、もともとドアツードアということで話がありましたけれども、玄関までっていうのがですね、公営住宅の中で特に要望があったということですので公営住宅の中でですねタクシーがそのまま行けるのであれば玄関近くまでは行けるように次回から検討するというところで今協議しているところがございます。それからドライバーさんの荷物の積みおろしをするのかどうかということですが、これはあくまでも乗り合いという意味もございまして、一般のタクシーとですね区別する必要もあるんじゃないかという話をしております、これにつきましては運行事業者さんですねちょっと協議する必要があるというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 奥田議員。

○議員（13番 奥田 公人君） 公立多良木病院に対しての乗り入れに対してはですね、十分検討していただきまして、民生委員、児童委員会からのほうも協議会からの強い要望が上がっておりますので、ぜひ実現していただきたいと思ひます。それから玄関先までの送迎についてもですね、やはりあの足の不自由な方とかいらっしゃると思ひますので、最初の説明ではドアツードア玄関先まで送迎ということに聞いておりましたので、ぜひ実現をお願いしたいと思ひます。それから荷物の積みおろしにつきましてもですねやっぱり高齢の方で杖をついて乗車する人もいますと思ひますので、できるだけですね状況を把握されて手伝いのできる時には手伝いしていただくような取り組みをお願いしたいと思ひます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、民事協と議会との意見交換会の中で、協議会のほうから要望が出たという点につきましては承知をいたしております。この点について、ただいま御質問にありました点につきましてもですね毎月1回月末に必ず委託業者さんとの定期会合を重ねておりますので、現行の制度の中でですね利用される皆様方の利活用が少しでも便利になるように検討を重ねていきたいというふうに考えております。あと町外につきましては今ただいま町長の答弁の内容でございます。いずれにしても、課題とそれから御意見等につきましては集約をして随時検討課題としていきたいというふうに担当課としては考えているところがございますので、今後とも御指導御指摘等ありましたらよろしくをお願いしたいと思ひます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 生活福祉課に3点お伺いいたします。まず歳入の23ページにございました保育対策総合支援事業の補助金ですね535万ということ。これが4園から申請が上がっているということなんですけれども、保育補助者という方々の希望されているといひますか、そういう方々の年齢制限などがあるのか、あるいは全く未経験者がこういうのに支援事業の中で補助者としての研修を受けられるのかということが1点。そして歳出の57ページ上中球磨の巡回支援専門員の整備事業負担金というものがございます。326万8,000円出ておりますが、この支援員の方々というのは、水上、湯前、多良木、あさぎり何名ぐらいの専門員がこの巡回で回っているのか、町内におけるその実情とか実績までわかればお願いいたします。そしてもう1点は62ページ子育て援助活動の支援補助金ですね、こちら44万円なんです、ファミリーサポートということでおっしゃいました。これは個人や企業どちらかにサポートを頼まれているのか。そして現在の町のニーズの現状などをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、まず保育補助者についてのお尋ねでございますが、この点につきましてはあくまでも保育士の補助者というところからでございます、特段免許資格免許等については必要ないというふうなことでございます。2点目の上中球磨巡回支援員の支援員につきましては、管内の専門の資格

免許を持った方が4町村内を巡回で回られまして、保護者並びにそれぞれの保育園等の保育士の先生たちに対する支援活動を行っているということで、資格専門員が支援としても回られているということでございます。3点目は、しばらくお待ちください。

◎議長（徳永 正道君） 山内生活福祉課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） 3点目のですね子育て援助活動支援事業補助金につきましては、金額は44万円ということでございますけれども、これファミリーサポートセンター事業ということで、社会福祉協議会にですね委託しておる事業でございます。内容的には子育て世帯のですね方、保護者さん、子供さんも入れて、そういうところで交流の場を図ると。そういう事業を展開しております。毎月1回、この議場のですね、隣の和室で開催をさせていただいております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、最初の保育園、保育士の補助者の方のですね免許等はもちろん必要ないということで、そういう方を研修されて補助者として育成されるということなんでしょうが、私がお尋ねしたかったのは年齢制限があるかということだったんですね。で、町にはたくさんの子育て経験のあるシルバーの方もいらして、できればそういう方がですね、希望してそういう補助者と補助者の研修を受けられたら良いなというふうには思っております。それから上中球磨のほうの支援専門員。これらの方々は保育園とかこども園を回ってあるっていうのもわかっておりますけれども、最近の子供たちのですね傾向しっかり見ていち早くその療育につなげるという非常に重要な役目を果たされております。小学校とか中学校とかですね学年を経るにつれて勉強について行けなくなったりとかいろんな問題が出てくる状況が増えている中で、この支援の事業がですねほんとにきっちりと行われているのか。そして、保護者の方々にまで浸透していつてるのかなというふうに心配する点もございますので、そういうなんていいますかきちんと療育手帳までこぎつけるようなですね追跡といいますかそういうところまで町のほうでも把握していただければこの負担金もですね有効ではないかなというふうに思っております。そして最後のファミリーサポートセンター、これ社協さんをお願いされているということで、確かに議場のとこでですね横で来られてます。ただ人数があまり多くないような気がしておりますので、こちら町民の方にですね広く知っていただくように告知をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。失礼申し上げました。最初の保育補助者につきましては再度答弁をさせていただきたいと思っております。短時間勤務の保育士資格を持たない者を雇い上げることによりまして、保育士の業務負担感を軽減し、保育人材の確保を行うことを目的として実施するものということで年齢等については特段の記載はございません。条件的に保育士資格を持たない者、原則として週30時間以下の勤務であること。子育て支援研修等の受講者または同等の知識及び技能があると実施主体、これ町のことでございますが、認めた者であるというようなことで、現在4園ということで説明を申し上げたところでございます。それから、上中球磨巡回支援員につきましては、ピューパさんの支援員さんをお願いをしておりますが、これにつきましては定期的に実績といいたいでしょうか、活動報告等につきましては書面をもちまして報告あつていところでございます。ただ内容等の詳細につきましては、再度確認をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、1点60ページのヘルシーランドの委託料についてお伺いしますが、ヘルシーランドについては料金、利用料金制度をとっておられるわけで、1年間、3月31日で丸々1年なると思うんですが、たくさんの利用料が上がれば当然こういう委託料の算定に変わってくるんだということをやうたつてあるわけですね。1年1年これは事業計画書に基づいて委託料を協議するというふうになってま

す。この1年の売り上げですよ。あそこのあるいはまた物産の売り上げ私非常にあそこの農産物気になって仕方ないんですが、以前はあそこの振興社あたりでの農産物の場合、販売は非常に高かったような感じがしておりますが、現況はどのような状況になっておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 山内生活福祉課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） はい、ヘルシーランドのですね物産コーナーの売り上げということですが、1年間分がまだ出ておりませんが、最新のこれが1月の売り上げについて申し上げます。売り上げ金額全体としまして、1月分が126万7,306円の売り上げ、全体の売り上げがあったということで、確認しております。

◎議長（徳永 正道君） あと1点は、それではここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時42分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、溝口議員からの御質問でございますが、3年間の指定管理の委託の委託料の中で、次年度令和2年度につきましては、当初指定管理者から提出していただきました収支予算書に基づきまして3,700万の指定管理委託料を予算計上しているところでございます。この点につきましては、収入の部の温泉利用料金、食堂、売店その他収入というところで収入の計画が次年度の分については報告がっております。議員お尋ねの、例えば売店等収入等につきましては、収益の部分のあった場合の上限といえますでしょうか。その点の取り決めという点につきましては、協定書の中で上限額というような点につきましては、特段定めがありません。ので毎月行っております定期協議並びに初年度の令和元年度の精算といえますでしょうか。決算実績報告等が年度が変わります来月に提出があると思いますので、その点を踏まえまして例えば当初の計画以上に収益が上がった場合におきましては、何らかの形で町に、例えばヘルシーランドのサービスでありますイベントを含めまして、含めましたところで町に還元ができないかという点につきましては、協議をさせていただければというふうに現在のところ考えているところでございます。ただいま説明いたしました収益が少なかった場合についての協議につきましては、口頭ですけれども協議の中に入っておりますけれども、当初想定以上に想定といえますでしょうか、収支計画書以上に収益が上がった場合につきましては、ただいま説明いたしましたように上限というような取り決めは協議の中で行っておりませんでしたので、今後の検討課題させていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他に。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） ページとすれば23ページになります。他子世帯子育て支援事業費の補助、それから子ども医療費助成事業補助についてなんですが、今町のですねお1人の方が生涯出産される出生児数とかがっているの把握されてますか。

◎議長（徳永 正道君） はい、加賀山議員。はい、すいません。質問の途中で他の課にちょっとかかるみたいなんですが、実はそれをお伺いする内容というのがですね、

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 他子世帯へに対しての補助っていうのを町がしていただいているのは大変ありがたいんですが、実際に生涯にわたって何人のお子さんをあさぎりの女性の方が産んでいらっしゃるっていうのに数字がわかれば今後他子世帯だけではなく、やっぱり第2子あたりからの補助っていうのも今後検討が要るんじゃないかと思われましたのでちょっと質問したわけです。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時48分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、議員お尋ねの特殊出生率というふうに理解をいたしますが、ここで確認をいたしましたところ、国調時にの数值データをもとに保健所単位で数值を出すということでございまして、2.07というふうに数字を聞いております。この点につきましては前回国調、平成17年当時のデータをもとに算出した数字ということでございます。2点目につきましてはしばらくお待ちください。

◎議長（徳永 正道君） 山内生活福祉課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） はい、多子世帯事業補助金につきましては先ほど課長の説明の中でもありましたけれども、これ夫婦の年収がですね360万から960万相当の世帯で、0から2歳児、3号認定ということでありますが、第3子以降のですね保育料を補助するものということで、第3子以降ということで、令和2年度は55名分の予算ということにしております。ここが多子世帯の要件としまして県の補助金になっておりますが、これ現在のところを今のところ第3子以降ということになっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。実はですね、子供は欲しいんだけどちょっといろいろな事情があってシングルで2人の子供しかいないんだけど、実際の生活が大変とおっしゃる方も結構増えてきていると思うんですね。3人目っていう線引きが果たして今のあさぎり町にとって子育てにとって本当にこう適切なのかっていう部分をちょっと最近感じるものですから、これは町長にこの後のあたりでですねまた検討いただかなきゃいけないのかなと思いますが、実際に児童手当っていうのが1970年にできましたときには、何人目かっていう形でしたが、1990年、20年後には第一子から児童手当が出るようになっております。ということは先ほどのデータが平成17年ということで、かなり大昔の資料になってきますので、実際に多子世帯のほうに補助される件数とかいうのは町のほうでは把握してらっしゃると思いますので、ぜひそうやってお1人で子育てされてらっしゃるお母さん2人しかいない部分っていうのも今後増えてくる中での予算立てを検討いただきたいと思って質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 答弁は、町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今、大分保育料の無償化とかいろんな国の政策で子育て環境が整えられつつありますが、その中で町が独自にいろんな取り組みをされている。町村によってですね、独自な取り組みをされてます。それによって若い人たちがいろいろ調べて、この町が子育てしやすいからじゃ住むんだったらこの町に住もうとかですね、そういう考え方があることも私も認識してます。いろんな意味で教育福祉、いろんな意味でこの子育てを見ていくためにこれから包括子育て包括支援センターというものを近いうちにつくらなければなりません。そういうものの中でですね包括的に見ていきたいと思っております。私もやっぱり保育園児あるいは小学生を持ってるお母さんたちと積極的に会話をするようにしてます。医療費の問題にしても給食費の問題にしても、こういう子供さんが生まれたときの手当にしても、そういうことについての皆さんそれぞれの意見を聞きながらやっておりますが、皆さんすべてがそれを期待されてるわけじゃないんですよ。それは自分達ですべきだというお母さんたちもいらっしゃいます。ですので、やはり総合的に考えていきますし、また国のこれからの政策というものをしっかり見きわめながら、今加賀山議員が言われるように、あさぎり町がお母さん方お父さん方にとって子育てのしやすい環境にするようには努力していきたいと思っておりますので、またいろいろとアドバイスをいただければと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。次に、健康推進課分について質疑を行います。質疑ありませ

んか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 1点伺いたいします。伺いたいと思います。ページはですね67ページの病院事業負担金とそれからこれは高齢福祉課にもなりますけど、55ページのシルバーエイトの負担金がございます。今病院議会のほうではですね一部一般会計の繰入金に対する議論が高まっております、総務省基準の繰入金、繰り出し基準のですね約50%しか繰り入れてないというような話になってですねそれがやはり今の公立多良木病院のこの頃の赤字が2億数千万ぐらいありますけど、それに匹敵するぐらいの繰り出しがなされていないのではなかろうかということがありますんで、この繰り出しについてのですね今回病院事業に対しましても2,168万1,000円でございます、このですねこれが地方公営企業法第17条の2の第1項において各自治体でのですね繰り出しの予算措置をするようになっておりますけど、その途中においての一般会計繰り出しのですねルールというのを作成し予算措置をするようになっておりますけど、一般会計繰り出しのですね算定ルール、ルールといいますか、それについてはあさぎり町としてはいかがなもので、そういう金額は決定したのか。67ページにあります2,168万1,000円は、これ特別交付税と児童手当の合計額と一致なんですけど、全く町の持ち出しというのはほとんどないものなんでしょうか。通常一般会計に繰り入れの場合に、地方交付税措置がされるのはやはり繰り入れた分の一部を地方交付税措置がなされるように聞いておりますけど、要するにそういういろんなもろもろの仕組みがある中において、最終的に予算を措置される場合の、一般会計繰り出しの算定ルールです。それについて伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、病院事業負担金につきまして、交付税措置がどれだけあつてるとかというのはちょっと私のほうでは、今把握しておりませんけれども、この金額の2,168万1,000円というのは、公立多良木病院のほうから算定してもらってそれを請求していただくというような形にいたしております。確か3年ぐらい前まではまだこの金額自体が児童手当分とかが入ってなかったもんですからかなり少ない金額何十万かだったと思うんですけれども、それがここ2年3年ぐらいは、この2,000万ぐらいの金額になってきているというところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 負担金についてでございますけれども、これは介護老人保健施設事業分といたしまして、平成6年度に建設病院債の起債の分の元利償還分を5,844万5,000円をですね、の半額につきましては多良木町で特別交付税として交付されております。その残りの金額2,922万2,000円につきましては、先ほど申し上げましたように水上、湯前、あさぎり町3町村で人口割でそれぞれに負担割合を決めたものでございます。またこの分につきましては、交付税等のしての措置はございません。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ま一回言いますように一般会計繰り入金の額が本来ならあと50%ぐらい繰り入れられるという主張がずっと病院の中であつておまして、それに対して開設者協議会においてはそれ以上もうこれ以上払えないという話で、町のほうに、の財政の担当と協議をなされてそういうふうな数値で要求されているものと思うんですけど、要はその繰り出しをするときの、さっきから申しますように、一般会計繰り出し算定ルールというか、その辺で多分財政課だった、町の財政の担当の方と病院側とで協議をして病院側はそれを受け入れてその数値としてこういうふうな形で予算化しているんだと思うますもんですから、その算定ルールというか、そこはですね要するに総務省の繰り入れ、繰り出し基準、病院で繰り入れ基準なんですけど、それは公立多良木病院はやっぱり50%行くか行かないぐらい、熊本県下の病院は、公立病院はですねほとんど80から100%近いんですよ。その差が余りにも多いもんで、そのどういう理由で

そういうふうになっているのか。病院側としても我々が聞くときには、町のほうの財政の担当、事務方と協議をしてこういう話をしているということだったものですから、それのところの繰り出す側ですね理由といますか何でそんなに他の熊本県下の公立病院は100%近いのに、多良木公立病院は5割ぐらいなのか、それをそこをちょっと我々知りたいものですから、病院側によってはそれがわからなかったもので、一応町の担当の方にこの辺のところはつきり事情を我々確認したいと思って質問しているわけなんですけど、どなたかわかる方おられますか。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員今ちょっとすぐ回答ができないということで最終日によございますか。他にございませんか。各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質問があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、先ほど溝口議員のほうからお尋ねがございました牛乳パックに関してですけれども、単価はキロ4円というふうになっております。なかなか数量的には多くは出てないような状況でございまして、30年度におきましては全体で590キロという状況でございました。また学校の牛乳パックに関してですけれども、確認しましたら200ミリリットルの牛乳パックにおきましては、表面のコーティングがあるため回収業者のほうになかなか回収を回収ができないというような返答をいただいているというような状況でございます。それと、あとすいません、岩本議員とそれから加賀山議員の御質問に関連いたしまして、マイナンバーカードの利活用の一つとしまして、健康保険証利用の運用開始が令和3年3月末から予定されております。令和5年にはほとんどの住民がカードを保有するという国の計画がございまして、カード普及の取り組みについて今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

## 日程第2 案第75号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第75号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。和泉健康推進課課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。項2から読ませていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法昭和22年法律67号、第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。予算の説明に入ります前に、あさぎり町国民健康保険について現状を簡単に御説明いたします。平成30年度の被保険者数、平均の被保険者数は4,154人で、前年度と比較して180人の減で、年々減少しているところでございます。平成25年度から30年度までに18.76%が減少しております。年齢層としまして、65歳から74歳が44%を占めております。保険給付費については、30年度の保険給付費の総額は14億8,700万円余りで、1人当たり35万8,000円となっております。総額については、その前年度29年度より7.11%伸びておりますが、今年度、令和元年度につきましては、12月分までの状況を見ておりますと、前年度よりも低い状況で推移しているところでございます。それでは予算の説明のほうに入ります。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分について御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。歳入からですが、目1一般被保険者国民健康保険税、節1から節3までの現年課税分は、それぞれ調定見込み額の95%を計上しております。節4から節6までの滞納繰越分は、それぞれ滞納見込み額の15%を計上しております。目2退職被保険者等国民健康保険税ですが、退職被保険者制度については、平成31年度までで終了してございまして、滞納繰越分のみ計上でございます。節1から節3までそれぞれ滞納見込み額の10%を計上しております。次に次ページをお願いいたします。最上段枠の目1督促手数料、前年度同額を計上しております。次に15ページをお願いいたします。次に歳出ですが、1番下の枠の目1賦課徴収費で

すが、納付書督促状、封筒などの印刷代です。次に20ページをお願いいたします。1番下の枠の目1、一般被保険者保険税還付金と、目2退職被保険者等保険税還付金は主に社保加入や所得更正による還付金でございます。その下の目3一般被保険者還付加算金から次のページの1番上の目4退職被保険者等還付加算金は、還付金が発生した場合の加算金となります。以上で税務課所管分についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 和泉健康推進課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい。では健康推進課所管分についての説明をいたします。歳入のほうに戻っていただきまして、10ページをご覧ください。3枠目になりますが、目2社会保障税番号制度システム整備費補助金でございます。これにつきましては、システムの改修ですが、マイナンバーを活用して個人を識別するためにシステムを改修するものです。国からの全額の補助でございます。次に最下段、最後の枠ですけれども、目1保険給付費等交付金です。こちらのほうは、県の算定によりまして市町村が支払いました被保険者の医療給付に対して県が交付するものであります。次のページをお願いいたします。1番上の枠ですが、節2ですねの保険給付費等交付金特別交付金のほうになります。こちらのほうは特定健診や保健指導など、重症化予防のための取り組みですとか、収納率の向上と被保険者の健康増進や経営努力に対する交付金です。それと国からの特別調整交付金、それから県の保険給付費に対する交付金、あと特定健康診査の経費の国、県の負担3分の1ずつ、合計3分の2を特別交付金として交付するものでございます。次に最後の枠ですが、目1一般会計繰入金です。こちらは、低所得者の保険料の軽減や被保険者のうち、軽減世帯の割合に応じて保険基盤安定のために繰り入れるものです。節3のですね出産育児一時金につきましては、42万円の17名分の3分の1を繰り入れますよう計上しております。次のページをお願いします。最上段の枠になりますが、こちらのほうも町のほうからの繰入金、一般会計からの繰り入れとなります。財政安定化支援事業とその他の国保の総務管理ということで、レセプト点検や保険証の交付と共同電算事業等の経費について法定内の繰入金を計上しております。次の段の目1財政調整基金繰入金ですが、こちらのほうは今年度と同額の基金からの繰入金を計上しております。次のページをお願いします。2段目の枠でございますが、目1特定健康診査等受託料、こちらは後期高齢者分の特定健診についての受託を、後期高齢者広域連合より受けておりますのでそちらの見込みを計上しております。次のページをお願いします。以上、歳入合計22億2,012万7,000円となっております。続きまして歳出の説明をいたします。次のページをお願いします。上の枠のほうの目1一般管理費でございます。こちらの主な事業といたしましては、主な支出としましては、レセプト点検員2名の人件費それから保険証の印刷費、郵送料、共同電算委託の手数料、それから歳入でも申し上げましたけれども、マイナンバー活用のためのシステム改修を予定しております。こちらの経費を計上しております。こちらは全額の国からの補助となっております。目2の連合会負担金につきましては、被保険者割59万6,200円。それから平等割で30万円ですね、計上しております。次のページをお願いします。最上枠は目1運営協議会費となっております。こちらは国保運営委員さんが6名おられますが、運営委員会を4回、それから総会、研修会の報酬、旅費となっております。次の段は保険給付費となっております。こちらについてはいわゆる医療費、それから補装具、はりきゅう、あんま等にかかる経費となりますが、一般被保険者分につきましては、3年間の平均をそれから退職者に関しましては、今年度の月平均から計上しております。最下段、下の枠ですが、目1一般被保険者高額療養費につきましても、3年分の平均で見込みを出しているところです。次のページをお願いします。次のページも上の段は高額療養費の続きとなっております。同じく一般については3年分の平均を、それから退職者につきましては、今年度の月平均から出しております。それから1番下の枠になりますが、目1出産育児一時金、目2審査支払い手数料ということで計上しておりますが、17名分を計上しているところです。次のページをお願いいたします。1枠目は、目1葬祭費となっております。こちらは2万円の30人分を計上しております。2番目

の枠ですが、こちらは目1一般被保険者医療給付費分、それから目2退職者保険者等、退職被保険者等医療給付費分ですが、こちらは県の算定に基づきまして、県のほうに納付する金額が決められております。その金額を計上しております。次の枠も同じくですね、後期高齢者支援金等分について、一般と退職者でやはり県のほうから算定された金額のほうを計上しております。次のページをお願いいたします。次も1枠目は同じく介護納付金分で、こちらも県の算定に基づき、計上しております。3枠目、目1保健衛生普及費です。こちらの主な支出としましては、年4回の健やか国保を全世帯へ配布をしております。それから共同電算事業といたしまして、疾病分類の処理と年2回の医療費通知、それからジェネリック差額通知を3回行っており、被保険者の健康増進のほうにと医療へのかかわり方についての普及啓発を行っております。4枠目1特定健康診査等事業費です。こちらは被保険者の健康増進ということで、主な支出としましては、特定健診の指導員、看護師ですが、こちらの人件費。それから、特定健診や特定保健指導の委託料と、被保険者の方に指導する場合の教材、血糖検査の時に使用いたします消耗品等々を計上しております。次のページをお願いいたします。次のページの上の枠は、引き続き前のページからの続きとなっておりますが、来年度は2年度は、特定保健指導用のタブレットを2台リース予定でございます。非常に今紙資料を使って保健指導を行っているんですが、大変あの膨大な資料となっておりますので、コンパクトにして持ち運びができ、必要な資料を速やかに取り出して対象者にとってもよりわかりやすい説明ができるようにということで2台分を計上しているところでございます。次の枠は財政調整基金積立金ですが、利息分をそのまま積み立てるようしております。では、次のページをお願いいたします。2枠目の予備費でございますが、今年度は9月に予備費を補正で計上させていただいております。来年度は2年度は、不測の出費に備えて、新年度から計上をさせていただいております。以上、歳出予算22億2,012万7,000円となっております。次のページをお願いいたします。給与費明細1特別職、これは国保運営委員6名分の給与費でございます。次のページをお願いいたします。2一般職で、会計年度任用職員3名分でございます。内訳はレセプト点検員2名と保健指導員、看護師の1名分でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 1点お伺いします。ページは11ページになります。今年も一般会計のほうから法定の繰入金があっておりますが、30年4月から国保は町村から県のほうへ保険のあれが替わっておりますけれど、この一般会計からの繰り入れの分が、県に移行されてからの増減ってというのはどうふうになっておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。繰入金のですよね合計でございますけれども、平成29年県単位化になる前までが1億4,800万円ほどございました。30年度は2,200万円ほど下がりまして、1億2,700万ぐらいに下がってきております。これは国のほうが制度移行に際しまして公費負担3,400万円の追加交付を行っておりますので、そういうことも影響して下がってきたものと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。以前私たちがお伺いしたときに、透析の方が多いとそれぞれの町の負担ってというのが非常に多い町と少ない町があるって言ったときに、それぞれの町の負担がないようにということで、広域でその分はプールしてするっていうお話をお伺いしました。今回県全体になったっていうことで、何かそれに準じたもので何か変わるのかなっていう思いがしておりましたが、今の話を聞くと金額的には余り変わらないということですが、これからまた国保の対象者の方が減る中で、また数字の動向あたりを一緒に見ていければというところで質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、私たちが高額な医療費等ですね、特に人工透析と高くなっておりま

すので、そういったところを保健指導等も力を入れてやっていきたいと思っておりますので、そういったところまでできるだけ町の出費を少なくするような取り組みをやっていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 国民健康保険税は以前からあさぎり町は非常に高いところのランクでありましたけど、現状はいかがか。県下の中においてどれぐらいになっておりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 今年の2月6日の熊日新聞に、保険料であさぎり町が最も高いという記事が載っていました。この保険料の出し方がですね、保険税総額を被保険者で単純に割った額があさぎり町が高いということで、原因としましてはもう大きなのが所得ですね。所得と医療費が大きな要因となりますが、所得については熊本県で4番目に高いという数字が出ております。医療費につきましては真ん中ぐらいですけども、そうしたときにあさぎり町は優良な農家さん等が多くてですね、おのずと税額が高い層が多いわけなんですね。それを平均して割ってあるものですから、あさぎり町はちょっと他町村よりも高くなっているという現状です。同じ家族構成で、同じ所得で計算した場合は、人吉球磨管内でちょっと見ましたところ、あさぎり町の場合は真ん中付近、決して高いほうではないと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 農家の所得が高いということは前からおっしゃってましてですね、県北食とか八代とかいくと売り上げが億という農家も結構あるわけで、そういう億の所得の売り上げを上げられるところについては法人化してて、国民健康保険税じゃなく社会保険とかに移行されるんですかね。その辺のところの実態はおつかみですかね。所得と言われると非常に我々が知りえている情報では、あさぎり町の農家を確かに球磨郡内では高いかもしれませんけど、熊本市都市近郊とか八代とかあの辺にいきますと多分何千万じゃなくて、億単位の水揚される農家もあるし4、5000万のところ普通だっていう話も聞くものですから、それから見ると非常に所得が高い農家が多いというのは、県下において私は当たっている説明ではないように私は思ってたものですから、その辺のところは多分八代とか、向こうのほうは法人化されて、国保じゃないほうの社会保険とかですねそういうふうに加わっているのかということ、私自身も調べたことはないんですけど、その辺のところの理由はおわかりになれば教えていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） そこ付近のちょっと現状につきましては、私のほうでもちょっと把握はしておりませんが、先ほど言いました所得と医療費が大きく左右するというので、あさぎり町におきましては医療費は真ん中ぐらい、全県下ですね。よそ所得は4番目ということで、1番から3番目も当然あさぎりからより上がっているんですが、そこ付近を見てみると、医療費あたりが結構低いんですよ。で、医療費が低いっていうのもあるし、税は歳入の20%ぐらい。あとの80%が国の交付金とかで賄っております。多分その交付金あたりが大きい市町村あたりも結構あるんですよ。そういう関係で、あさぎり町は税をちょっと税率を高くせんといかんというところもあります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） できるだけその交付金をですね多くとっていただいて、住民に対する高い税感をできるだけこういう緩和していくような方策に努力していただければと思っております。お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 確かに税金は安いにこしたことはないと思っております。今現在、平成30年度に広域化になりまして、令和2年度もう3年目に突入するんですね。できれば私も最初から思っているんですが、税率ですね。税率をもう県下統一早くしてもらおうとですね、あさぎり町も少しは軽減につながっ

ていくのかなというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

### 日程第3 案第76号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第76号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。和泉健康推進課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。説明に入ります前に、後期高齢者医療の概要について簡単に説明をいたします。被保険者数は30年度は3,062人で、前年度より47人減少しております。保険給付費につきましては、総額27億8,700万円余りで、1人当たりの医療は90万9,000円となっております。前年度29年度よりは、総額は1,200万円余り減少しておりますが、1人当たりの医療費は3,800円余りの増となっております。それでは、予算の説明に入ります。1枠目の目1、後期高齢者医療保険料でございます。こちらは保険料の74.39%を特別徴収分として、残りを普通徴収分として計上しております。滞納繰越金、普通徴収保険料につきましては、3年分の滞納について4割程度ということで計上しております。3枠目の目1一般会計繰入金です。一般会計より保険証の発行に伴う経費等の事務費と、保険基盤安定のための繰り入れ、高齢者の口腔歯科検診の自己負担分400円の受診者数の見込みを67人として計上しております。次のページをお願いします。1枠目の目1受託事業収入でございます。こちらは後期高齢者広域連合より、歯科口腔健診の受託を受けておまして、67名分を計上しております。以上で説明を終わります。歳入合計2億1,475万3,000円です。次に歳出の説明をいたします。歳出の1枠目、目1一般管理費でございます。主な支出としましては、納付書当納付書封筒等の印刷費それから保険証の郵送料でございます。次の枠の目1後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらは被保険者が収納いたしました保険料と基盤安定負担金として町が4分の1負担したものを、一般会計から繰り入れたものを広域連合に納付するものでございます。3枠目の目1健康診査事業費、こちらは高齢者の歯科口腔検診の委託料とデータ管理手数料67人分を計上したものです。次最後の枠のですね目1保険料還付金、目2還付加算金につきましては、未還付未還付の件数17件分と、還付加算金7件分を計上しております。次のページをお願いいたします。次に予備費100万円でございます。歳出合計2億1,475万3,000円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

### 日程第4 案第77号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第77号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし担当課から説明を求めます。山本高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（山本 祐二君） はい。令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算について説明いたします。まず令和2年度は、町が介護保険制度の保険者として3年間で1事業期間として定める第7期あさぎり町介護保険事業計画の最終年に当たるものでございます。それでは第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。それでは歳入から説明させていただきます。9ページをお願いします。1枠目目1節1現年度分特別徴収保険料、これは年金の年額が18万円以上の方で年金から天引きする方の保険料で5,273名分でございます。節2、現年度分普通徴収保険料、これは年金の年額が18万円

未満の方や、65歳になられたばかりの方、転入して間もない方など、特別徴収できない方の保険料で273名分でございます。節3滞納繰越分普通徴収保険料、普通徴収での滞納繰越分であり、滞納繰越予定額に過去5年間の平均徴収率40%を乗じた額でございます。2枠目、目1督促手数料は、介護保険料徴収に係る督促手数料でございます。3枠目、目1介護保険費負担金、これは施設等給付費の15%と居宅給付費の20%の合計額でございます。最下段、目1調整交付金、これは後期高齢者の割合や所得分布に応じて算出された調整基準標準給付費の8.08%としております。目2地域支援事業交付金は在宅高齢者等に対して、可能な限り地域で自立した日常生活が送れるよう支援する事業への交付金でございます。節1介護予防日常生活支援総合事業交付金は、事業費の25%が交付されるものでございます。10ページをお願いします。最上段の節2包括的支援事業任意事業交付金は、事業費の38.5%が交付されるものでございます。目3介護保険事業交付金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費に対する国庫補助金で、事業費の3分の2が交付されるものでございます。目4保険者機能強化推進交付金は、市町村の自立支援重度化防止等の取り組みに応じて交付されるもので、平成30年度から創設されたものでございます。2枠目の款4支払い基金交付金、これは国民健康保険などの医療保険において、第2号被保険者から徴収した介護保険料を各事業に充てるため、事業費の27%が支払い基金から交付されるものでございます。目1介護給付費交付金は、介護給付費に充てるもの目2地域支援事業支払い交付金は、介護予防事業に充てるものとして計上しております。3枠目、款5県支出金は、国庫支出金と同様の目的での支出金でございますが、その負担割合が異なっております。まず、項1、目1、介護給付費負担金は、施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の合計額が県負担金として交付されるものでございます。1番下の枠、目1地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金は、事業費の12.5%が交付されるものです。11ページをお願いします。1枠目の節2包括的支援事業任意事業交付金は、事業費の19.25%でございます。2枠目の目1利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の利子でございます。3枠目の目1介護給付費繰入金。事業費の12.5%、目2その他一般会計繰入金では、この特別会計の中では財源措置がない事業事務費に目3の地域支援事業繰入金の節1介護予防日常生活支援総合事業繰入金に事業費の12.5%、節2包括的支援事業を任意事業繰入金に事業費の19.25%とそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。目4低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の負担軽減を強化するため、保険料の第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.3に、第2段階で0.75から0.5に、第3段階で0.75から0.7に軽減するものでございます。12ページをお願いします。1枠目の目1基金繰入金は、費目存置でございます。2枠目の目1繰越金は前年度繰越金でございます。3枠目と4枠目もそれぞれ費目存置でございます。13ページをお願いします。1枠目の目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが行う要支援者のケアプラン作成に係る費用を県国保連合会から受け入れるものでございます。節1介護予防サービス計画費収入は、介護予防支援計画作成に係るもの、節2介護予防日常生活支援総合事業収入は、介護予防ケアマネジメント作成に限定したものでございます。続きまして歳出について説明いたします。14ページをお願いします。1枠目、目1一般管理費につきましては、介護保険事業における事務経費であり、地域包括支援センター運営協議会に要する経費保険料徴収に係る経費、システム管理費用等でございます。この中で節13使用料及び賃借料、説明一行目の事業所台帳システム使用料につきましては、現行のシステムからクラウド版に移行するため、月額で3万1,240円の減額となります。下の枠の目1、介護認定審査会等費は、介護認定業務に必要な経費として、認定調査を行う会計年度任用職員3名分の人件費主治医意見書作成手数料や、事業所への訪問調査委託料、球磨郡介護認定審査事業特別会計の町の繰出金が主な内容でございます。15ページをお願いいたします。2枠目の目1計画策定委員会費は、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画及び製本委託等の経費を計上しております。それから3枠目の目1介護サービス等給付費から16ページにかかります。前のページと行ったり来たりしますが、最下段の目1特定入所者介護サービス

等費までが、各種の介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。これら給付費の総額は19億3,700万8,000円となっております。17ページをお願いします。1枠目の目1第1号被保険者還付加算金は、死亡、転出等をされた第1号被保険者の方への還付金でございます。目2償還金は、国県及び支払い基金への過年度分の返還金ですが、令和元年度の生産額が確定しておりませんので、費目存置としております。2枠目の目1、基金積立金は介護保険給付費準備基金の利息分で、同基金に積み増しするものでございます。3枠目の目1介護予防生活支援サービス事業費では、訪問型通所型の予防サービス事業や、配食サービス事業の費用を計上しております。なお、節13委託料は、町が独自に定めたあさぎり町地域支援事業、失礼しました。節12委託料は、町が独自に定めたあさぎり町地域支援事業実施要綱に基づいて、支出予定の介護予防型サービスで、説明欄にその内訳を記載しております。最下段の節18負担金補助及び交付金から、18ページの最上段は介護保険料法に基づいた介護予防型サービスで国保連に対する負担金でございます。1枠目の目2一般介護予防事業費、節12委託料、地域型サロン事業委託料は、地域型サロンの活動支援業務をあさぎり町社会福祉協議会に委託する費用でございます。令和元年12月末の実績としまして、地域型サロンは50行政区60会場、いきいき100歳体操は26行政区28会場で実施をしているところでございます。説明欄2行目から5行目のいきいき事業関連が記載しております。これは新規事業でございます。これまで町はですね先ほど述べた地域型サロンを初めとしたさまざまな介護予防事業を行ってきております。認定者の推移は高齢化率の伸びほど増加は見られないものの、重篤化しての認定者増などによる給付費増は課題の一つでした。そこで認知症の程度が要介護度数に関連していることに着目し、今回の事業に取り組むものです。県内で幾つかの町村が既に実施をしており、確かなエビデンスを確立しているような事業でございます。今回サポーター養成講座で30名、フォローアップとしての教室を22回実施する経費でございます。2枠目の目1地域包括支援センター管理費から次のページにかけて、19ページにかけてですが、職員の人件費を初めとした地域包括支援センターの運営費でございます。目2包括的支援事業費では、地域の高齢者の方々の実態把握のための命のバトン事業の調査費用や、認知症高齢者、障害者、児童が安心して暮らせるよう、関係機関や地域での連携体制づくりを行うための費用でございます。目3事業費、節12委託料は、食の自立支援事業委託料、これは要介護認定を受けた在宅高齢者に対する配食サービス3,200食分でございます。節18負担金補助及び交付金の説明欄、家賃等助成事業補助金は経済的に入居が困難なグループホーム入所者の家賃等の補助事業でございます。最下段の目4社会保障充実分事業費は、介護や医療など支援が必要な在宅高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう地域づくりや、多種目のサポート体制を整備する費用でございます。20ページをお願いします。節12委託料の生活支援コーディネーター委託料は、昨年度より増額しております在宅高齢者の生活支援の担い手となるボランティア等の要請、地域資源の開発やそのネットワーク構築などを推進するため、生活支援コーディネーター業務を委託する費用で、その人件費、必要経費を仕様書にのっとり積算した次第でございます。2枠目の目1利子介護財政安定化基金から一時借入れをした場合の利子を計上しております。3枠目の目1は予備費でございます。以上令和2年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億7,785万3,000円とし、前年度より1,961万7,000円増の当初予算でございます。21ページをお願いします。ここからは給与費明細でございます。まず1特別職のその他の特別職は、地域包括支援センター運営協議会委員及び、介護保険事業計画策定委員会委員に係る報酬でございます。22ページをお願いします。2一般職は地域包括支援センター職員の人件費の明細でございます。本年度は職員数が4名となり、1名増となっております。27ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書などがございます。9件すべて令和元年度中に準備行為を行い、令和2年度を事業期間として4月1日から実施するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 1点だけお伺いします。先ほど国民健康保険のときにも一般会計からの繰り出しについてお伺いしたんですが、近年ですね施設介護から在宅介護、予防介護というふうに力点の置き方が変わってきております。町の包括支援事業の取り組みについても、先ほど詳しく説明をいただきまして、しっかり取り組んでいただいていると思っておりますが、介護保険料の大きな増加は見込めない中で、この繰入金の今後の増加についての見通しについて伺います。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） ただいま町の一般会計からの繰出金につきましての御質問でございますけれども、まず繰り出し基準について御説明を申し上げたいと思います。総務費等に係る事務費につきましては100%を町が負担することになっております。また介護保険給付費につきましては、町の負担率が12.5%、介護予防等を実施します地域支援事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業が12.5%、包括的支援事業が19.25%となっております。今年度大きく繰出金が、繰入金ですね、が伸びてる分につきましては、事務費の総務費と地域支援事業費になります。事務費につきまして大きく伸びた理由といたしましては、本年度、来年度ですね、令和2年度に第8期の高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定しなければなりませんので、その分の委託料等の経費でございます。これにつきましては、令和3年度以降は計画策定後は下がるものというふうに憶測をしております。また保険給付費でございますけれども、これにつきましては若干令和元年度よりもほぼ横ばいと言っていいのかと思いますけれども、99.6%を見込んでおります。また地域支援事業費につきましては、本年度前年比から比べますと、令和2年度は127%程度伸びてございます。今後もこの部分につきましては、介護予防事業等を推進していかなければなりませんので、費用的には伸びていくものというふうに考えております。それも先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、介護給付費をですね伸び率を抑えていくためには、こちらのほうの事業を推進することからも必要だというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 支える人が4人いて1人を支えてたのが今もう1人で2人ほど支えなければならぬようになってきております。町も本当資金をですね調達するのは大変だと思いますが、より元気な高齢者増やすために、また頑張っていただきたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい、いろいろ御教示いただきましてありがとうございます。今後とも介護保険事業につきましては、皆様の御協力、特に住民の皆様様の御理解がいただけないとこちらのほうの事業というのは成り立っていかないものと考えますので、今後私ども行政にあるものとしてどういうふうに事業実施したらいいのか研究しながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

## 日程第5 案第80号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第80号、令和2年度球磨郡障害者認定審査会審査事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。上田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） はい、球磨郡障害者認定審査事業特別会計予算。令和2年度の会計について御説明いたします。令和2年度は、審査会事務局の移譲準備と人吉との審査会広域化に向けた検討協議を行うため、事務局体制を変更し多良木町から職員1名の派遣をお願いすることになっております。そのことにより、予算内容が例年と変更になっている部分がございますが、順次説明を行ってまいります。それでは予算書2ページをお願いいたします。読み上げます。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区別及び

当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。7ページをお願いいたします。歳入から説明をいたします。款1分担金及び負担金、節1認定審査事業負担金でございますが、これはあさぎり町を除いた構成8町村の負担金です。501万1,000円を計上しております。款2繰入金、節1一般会計繰入金ですが、これはあさぎり町の負担金を繰り入れるものです。款3繰越金は前年度からの繰越款4諸収入は雑入を計上しております。次に8ページをご覧ください。歳出について主なものについて説明をいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして説明いたします。節1報酬は、審査会委員の報酬と会計年度任用職員1名分の報酬を計上しております。障害認定審査会は、毎月2回夜7時から開催しております。令和2年度は障害認定審査会を24回計画しております。1回の審査会に4名から5名の審査委員に出席いただいております。審査会委員の報酬としまして215万8,000円を計上しております。また、障害認定審査会事務局の非常勤職員につきまして、令和2年度から会計年度任用職員に移行いたします。これにつきましては一般会計で説明された内容と同様です。職務内容につきましては専門的知識と経験を有する者を必要とするもので、各町村の調査員への指導助言も行っております。また夜間に開催する審査会への出席をし、審査会委員からの質疑対応も行っております。会計年度任用職員の報酬を215万8,000円計上しております。節3職員手当等、節4共済費は主に会計年度任用職員の人件費となります。節8旅費は、主に審査会委員の費用弁償です。節10需用費のうち、消耗品費はコピー用紙等の事務用品費、食糧費は年1回行います審査会委員の全体会時のものです。節13使用料及び賃借料は、主にコピー機等使用料、職員用端末使用料でございます。節18負担金補助及び交付金は、多良木町から派遣していただく職員1名に係る負担金でございますが、この派遣職員に係る給料等の主な人件費は、次に説明をいたします球磨郡介護認定審査会審査事業特別会計に計上しておりますので、ここでは派遣職員の時間外手当に関する部分のみ計上しております。9ページをお願いいたします。歳入歳出合計は645万3,000円で前年度と比較いたしました45万3,000円の増となります。これは主に会計年度任用職員の報酬、43万5,000円の増額となります。これは主に会計年度任用職員の報酬、期末手当等の増額によるものです。続きまして10ページをご覧ください。ここからは給与費明細になります。特別職は審査会委員について記載をしております。11ページをお願いします。会計年度任用職員の報酬及び期末手当について記載をしております。13ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて支出予定額などを記載しております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

## 日程第6 案第81号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第81号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。上田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） はい、球磨郡介護認定審査事業特別会計について御説明いたします。それでは予算書の2ページを読み上げさせていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区別及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。予算書の7ページをお願いいたします。歳入から説明をいたします。款1分担金及び負担金、節1介護認定審査事業負担金ですが、これはあさぎり町を除いた構成8町村の負担金です。3,124万1,000円を計上しております。前年度と比較して137万8,000円の減となっておりますが、これは冒頭で説明をいたしました事務局体制の変更により、町村負担金の人件費部分の計算方法が変更になったことによるものです。款2繰入金、節1介護保険特別会計繰入金ですが、これはあさぎり町の負担金を繰り入れるものです。806万3,000円を計上しております。前年度と比較して、245万7,000円の増となっておりますが、これも町村負担金の人件費部分の計算方法が変更になったことによるものです。款3繰越金は前年度からの繰り越し、款4諸収入は雑入を計上してお

ります。次に8ページをご覧ください。歳出について説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして説明いたします。節1報酬は、審査会委員の報酬と会計年度任用職員3名分の報酬を計上しております。介護認定審査会は原則毎週3回、月平均12回、夜7時から開催しております。令和2年度は、介護認定審査会を135回計画をしております。1回の審査会に4名の委員に御出席をいただいております。審査会委員報酬として1,104万3,000円を40万3,000円を計上しております。また、介護認定審査会事務局の非常勤職員につきましても、令和2年度から会計年度任用職員に移行いたします。これにつきましても、一般会計で説明された内容と同様です。職務内容につきましても介護認定審査事務同様でございます。この3名の会計年度任用職員の報酬としまして、589万円を計上しております。節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、再任用職員1名分と会計年度任用職員3名分の人件費を計上しております。節7報償費は新規です。これは球磨郡内の介護認定調査員のさらなるレベル向上を目的に、球磨郡介護認定調査員現任研修としまして計画をいたしております。その研修の講師としまして、厚生労働省の要介護認定適正化事業、認定適正化専門員でもある奥住先生に講師をお願いするもので、講師謝金としまして14万4,000円を計上しております。節8旅費は主に審査会委員の費用弁償です。節10需用費のうち消耗品ですが、主なものは要介護認定調査時に使用いたします標準化チェックシートを購入するものです。事務局で一括購入をし、各町村へ配布をいたします。また、コピー機等の事務用品費も計上しております。食糧費につきましては、審査会委員の全体会時のものです。節12委託料は、球磨郡介護保険ネットワークシステムの保守管理委託料でございます。節13使用料及び賃借料は、主に事務機器の使用料で、コピー機のリース料、使用料や球磨郡介護保険ネットワークシステムで使用いたしますパソコンの使用料となります。19ページをお願いいたします。節18負担金及び交付金は、こちらも新規でございますが、多良木町からの派遣職員1名に係る給料、職員手当等、すべて含む人件費となります。派遣職員の協定書等に従いまして多良木ぎ町へ支出するものでございます。款2予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、50万を計上しております。続きまして10ページをご覧ください。歳入歳出合計は失礼しました。歳入歳出合計は3,980万5,000円となります。前年度と比較いたしまして107万9,000円の増額となりますが、これは主に会計年度任用職員の報酬、期末手当、講師謝金などの増額によるものです。続きまして10ページをご覧ください。ここからは給与費明細となります。特別職は審査会委員について記載をしております。11ページからは再任用職員の給料及び手当、会計年度任用職員の報酬及び期末手当について記載をしております。16ページは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて支出予定額などを記載しております。ご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員(4番 加賀山 瑞津子さん) 1点だけお伺いします。本当にこの介護認定の調査におきましては、私の職場でも該当する委員さんがいらっしゃるのですが、時間外の毎回の会議になるわけですが、この任用職員の3名の方に関して、その時間外に関しての補償っていう部分が期末手当とか費用弁償というところなんでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 上田高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐(上田 日和さん) はい、この審査会に出させていただきます会計年度任用職員につきましては、勤務時間をシフト制にしておりまして、3交代で出ております。週1回この7時からの審査会に出させていただくために、その日の出勤は令和2年度からは午後1時から出勤となって、7時半までの勤務となります。なので時間外等の計上はしておりません。費用弁償につきましては、委員さんの費用弁償でありまして、職員についての費用弁償ではございません。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 加賀山議員。

○議員(4番 加賀山 瑞津子さん) はい、一応職員の勤務規定の中で遅い時間までっていうのが何も問題

なければ心配ないんですが、なぜあの遅い時間からっていうのは私も存じ上げておりますので、委員の方の負担にならない、職員の方のですね負担にならないようにということで配慮をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 今その何ですかね。3交代制につきましては、これにつきましては、私どもの規定の中でうたってございますので問題はございません。また会計年度職員の方につきましては、3名さんおられますので、この時間3交代制ということでそれぞれにですね御負担にならないようにですね話し合いをしていただいた上でシフトを組んでおりますので、問題はなかろうかと思っております。ただ今働き方改革とかいろいろございますので、今後は皆様の御意見をですね伺いながら、今後の本当の働き方改革につながるような形でですね運用をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後4時19分 散会